養護教諭研修プログラム作成委員会

報告書

財団法人日本学校保健会

ま　え　が　き

近年、児童生徒の心身の健康問題は、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患の増加など、多様化しています。養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて、期待がますます高まっています。

このような状況の中、平成２０年１月１７日の中央教育審議会答申において、養護教諭の研修の重要性が指摘されており、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応したより体系的な研修を進める必要があります。このため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容のモデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討することが求められているところです。

このため、今回、財団法人日本学校保健会に設置した養護教諭研修プログラム作成委員会において、文部科学省がまとめた「養護教諭研修プログラムの作成に当たっての方向性」をもとに、養護教諭の研修に関する具体的な事項について検討し、「養護教諭研修プログラム作成委員会報告書」をまとめました。

本報告書では、養護教諭研修プログラム作成の基本方針を示した後、その方針に沿ってプログラムを構成しました。また、都道府県教育委員会等の例を参考に作成した研修事例を掲載することにより、実用的な資料となるようにしました。

本書が、教育委員会をはじめとする学校保健関係者に広く活用され、体系的な養護教諭研修の充実が図られることによって、児童生徒の健康の保持増進がより一層推進されることを期待しています。

平成 21 年 3 月

財団法人日本学校保健会
会　長　唐　澤　祥　人

養護教諭研修プログラム作成委員会報告書

目　　次

第１章　養護教諭研修プログラム作成に当たっての方向性

1　養護教諭を取り巻く状況…… 1
（１）学校保健の動向と養護教諭 …… 1
（２）中教審答申（H20.1）等において求められている養護教諭の役割と課題…… 1
2　保健主事との関係…… 2
3　養護教諭研修の必要性…… 2
4　養護教諭研修の現状と課題…… 3
（１）新規採用養護教諭研修の現状と課題 …… 3
（２）10 年経験者研修の現状と課題 …… 3
5　養護教諭研修プログラム作成に当たっての基本方針…… 3
6　新規採用養護教諭研修・10 年経験者研修の目的及び方針 …… 4
（１）新規採用養護教諭研修 …… 4
（２）10 年経験者研修 …… 4

第２章　養護教諭研修

1　体系的な教員研修の整備…… 6
2　教員研修の実施体系（養護教諭関係）…… 6
（１）国レベルの研修 …… 6
（２）都道府県教育委員会が実施する研修 …… 6
（３）市町村教育委員会、学校及び個人の研修 …… 7
3　養護教諭研修プログラムと構成…… 9
4　新規採用養護教諭研修…… 9
（１）研修の目的・方針 …… 9
（２）研修の進め方（例）…… 10
（３）年間研修項目例（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）…… 10
○年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校） …… 11
（４）研修項目別研修内容（例）…… 12
①　保健管理…… 12
②　保健教育…… 13
③　健康相談…… 14
④　保健室経営…… 15
⑤　保健組織活動…… 16
（５）校内研修内容（例）…… 17
（６）養護教諭研修における支援体制（例）…… 19
5　10 年経験者研修 …… 21
（１）研修の目的・方針 …… 21

（２）研修の進め方（例）…… 21
（３）養護教諭研修の評価基準（例）…… 23
（４）年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）…… 24
（５）研修項目別研修内容（例）…… 25
① 保健管理…… 25
② 保健教育…… 26
③ 健康相談…… 27
④ 保健室経営…… 28
⑤ 保健組織活動…… 29

第３章　研修項目別研修事例

1　新規採用養護教諭研修事例…… 30
（１）基礎的素養 …… 30
〇情報モラルについての指導…… 30
〇ヘルスプロモーション…… 31
〇学校保健の理解と学校保健計画の作成方法…… 32
（２）保健管理 …… 33
〇感染症の予防と対応…… 33
〇学校における事件事故・災害発生時の対応…… 34
（３）保健教育 …… 35
〇学級（ホームルーム）活動における保健指導…… 35
〇体育科、保健体育科における保健学習の進め方と評価…… 37
（４）健康相談 …… 38
〇学校におけるカウンセリングの活用…… 38
（５）保健室経営 …… 39
〇保健室経営計画の作成…… 39
〇一日学校参観（保健室経営の実際）…… 40
（６）保健組織活動 …… 41
〇学校保健委員会の進め方…… 41

2　10 年経験者研修事例 …… 42
（１）基礎的素養 …… 42
〇ヘルスプロモーティングスクール（健康な学校づくり）…… 42
（２）保健管理 …… 43
〇医療的ケアの現状…… 43
〇救急処置の医学的知識と技術…… 44
〇心身の健康にかかわる危機管理…… 46
〇救急体制の充実（病院研修）…… 47
（３）保健教育 …… 48
〇学級（ホームルーム）活動における保健指導…… 48
〇体育科、保健体育科における保健学習と連携…… 49

○効果的な保健だよりの作成…… 50
（4）健康相談 …… 51
○健康相談と連携…… 51
（5）保健室経営 …… 52
○保健室経営計画の評価と改善…… 52
（6）保健組織活動 …… 53
○地域社会と連携した効果的な学校保健委員会の進め方…… 53
（7）10 年経験者研修における課題研究成果報告会 …… 55

参考資料

（1）ヘルスプロモーションとは …… 56
（2）健康な学校づくり（ヘルスプロモーティングスクール）…… 59
○中教審答申（平成 20 年 1 月 17 日）〔抜粋〕…… 60
○学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）…… 72
○学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）施行通知…… 76
○学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）…… 81
○学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）…… 83

第１章　　養護教諭研修プログラム作成に当たっての方向性

１　養護教諭を取り巻く状況

（１）学校保健の動向と養護教諭

都市化、少子高齢化、情報化、国際化等による社会環境や生活様式の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する課題、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する健康問題、性に関する問題、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加などの健康課題が顕在化している。また、新潟中越沖地震、岩手・宮城内陸地震などの自然災害のみならず事件・事故が発生しており、危機管理と、それに伴う子どもの心のケアが重要な課題となっている。また、児童虐待の増加や発達障害などの健康関連の問題も多様化しており、学校においても適切な対応が求められている。

これらの現代的な健康課題の解決に向けて、学校保健活動の中核を担っている養護教諭への期待が高まっている中、文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を受け、平成 20 年１月に中央教育審議会の答申（以下「中教審答申（H20.1)」という。）が出された。この答申においても養護教諭に関する提言が多くなされ、役割の明確化や課題等について具体的に述べられている。この中教審答申（H20.1）を踏まえて学校保健法の改正が平成 20 年６月に行われ、学校保健及び学校安全の充実が図られたところである（H21.4.1 施行)。

主な改正点は、①学校保健法を学校保健安全法に改称、②国及び地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）及び学校設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実）を明記したことであり、学校保健に関しては、①養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実、②地域の医療機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実、③学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化などである。養護教諭の役割についても法に位置付けられ明確化が図られた。

（２）中教審答申（H20.1）等において求められている養護教諭の役割と課題

①　養護教諭の役割

ア　校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割

イ　学級活動における保健指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による教科保健への積極的な参画など保健教育に果たす役割

ウ　養護教諭を中心として関係教職員と連携した児童生徒個々に対応した組織的な保健指導・健康相談の充実

エ　いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割

オ　学級担任等と連携した組織的な健康観察の充実

カ　学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）などが挙げられる。

②　養護教諭の課題

ア　現職研修の充実

現在、養護教諭の新規採用者研修及び教職経験者研修は、各都道府県において実施されているが、児童生徒の心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にある。また、教育公務員特例法における初任者研修及び教

職経験者研修に養護教諭が位置付けられていないことについては、学校内において指導に当たる人材を確保することが困難であるなどの課題があり、引き続き検討していく必要がある。

イ　養成教育の充実

深刻化する児童生徒の現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められており、養護教諭の保健学習や学級活動における保健指導への授業参画が増えていることから、保健教育の充実や児童生徒の現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実させる必要がある。

ウ　退職養護教諭の活用

養護教諭は一人配置校が多いことから、初任者に対する研修を含め学校内外における研修に困難が生じたり、保健室来室者の増加や特別な配慮を必要とする児童生徒（アレルギー疾患・発達障害等）も多く、対応に苦慮している状況が見られる。現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討する必要がある。

エ　養護教諭の複数配置の促進

保健室へ来室する児童生徒の心身の健康課題が多様化しており、また、来室者が多い（1日平均小学校41人、中学校38人、高等学校36人　日本学校保健会調査H18）上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護教諭では、より良い対応を図ることが困難な状況にある。また、特別な配慮を必要とする児童生徒が多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関等との連携の推進が必要であることから養護教諭の複数配置の促進が必要である。

2　保健主事との関係

児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化してきており、保健主事の果たすべき役割が増してきている。このため、保健主事に幅広く人材を求める観点から、学校教育法施行規則の一部改正が平成7年3月に行われ、養護教諭の保健主事への登用の道が開かれた。（養護教諭の保健主事兼務率小学校34.0% 中学校50.1 %　日本学校保健会調査H18）養護教諭の研修プログラムを検討するに当たっては、保健主事の研修プログラムとの関係についても検討しておく必要がある。

＜中教審答申（H20.1）において求められている保健主事の役割＞

(1) 学校保健と学校全体の活動に関する調整

(2) 学校保健計画の策定

(3) 学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会等）

などが挙げられており、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

3　養護教諭研修の必要性

中教審答申（H20.1）においては、「養護教諭が、子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能を習得していく必要がある。現在、国レベルの研修会では、全国養護教諭研究大会や健康教育の指導者を養成する研修などを実施している。各都道府県においては、地方交付税措置により養護教諭新規採用者研修会や養護教諭10年経験者研修会が行われているが、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる。そのため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容を示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討する必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を養護教諭も対象とすることについては、・（略）・・引き続き検討してい

くことが求められる。」とし、養護教諭の研修の充実を図る必要性について述べている。

また、中教審答申（H20.1）でいう養護教諭の役割を果たせるようにするためには、現職研修の充実が必要である。

4　養護教諭研修の現状と課題

（1）新規採用養護教諭研修の現状と課題

新任の時期は、教職としての自覚を高めるとともに、自立して学校保健活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であり、この時期に、計画的、組織的な現職研修を実施し、実践力の向上や教員としての倫理観、使命感を養うことが必要である。

先に述べたように、各都道府県においては、地方交付税措置により新規採用養護教諭研修や養護教諭 10 年経験者研修が行われている。各都道府県における研修日数は、校内研修・校外研修を併せて、新規採用養護教諭研修は概ね 26 日～ 28 日が多く、10 年経験者研修は 15 日前後が多い現状である。このため、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にある。

養護教諭の研修については、教育公務員特例法における初任者研修及び教職経験者研修に位置付けられていないこともあり、研修日数は各都道府県一律ではなく差異が生じている。

また、養護教諭は一人配置校が多く、この場合新規採用養護教諭の不安や悩み等を相談できる先輩の養護教諭が校内にいないことになる。また、養護教諭の専門に関することについては、管理職等が指導助言することが難しい状況にある。このため、研修の内容については、指導教員（派遣指導員に退職養護教諭を充てている都道府県が多い。）まかせになりやすい傾向にある。更に、指導教員の人材確保が困難であったり、訪問日数も限られてしまったりする傾向にある。

（2）10 年経験者研修の現状と課題

10 年経過すると基本的な職務は一通りこなせるようになり、指導的役割を期待されるようになる時期であるが、マンネリ化しやすい時期でもある。このため、養護教諭の自己の課題を明らかにして、主体的に学んでいくことが必要である。しかし、10 年経験者としてより専門性の高い研修にする必要性があるにもかかわらず、養護教諭の専門研修（課題研究）については校内に指導者がいないため、研修の充実を図ることが困難な状況が見られる。

また、校外研修（教育センター等）においても、限られた研修日数の中で、教諭との共通研修のほかに、養護教諭の専門研修の時間を確保することが難しい状況にある。

10 年経験者研修については、養護教諭個々の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、養護教諭のニーズに応じたものとなるよう、実情に応じて上記の課題に対応できる研修内容や実施方法について検討する必要がある。

5　養護教諭研修プログラム作成に当たっての基本方針

児童生徒の心身の健康課題の多様化・深刻化に伴い、その解決に向けて学校・家庭及び地域の関係機関等との連携の下に健康つくりを推進していかなければならない。この状況において、養護教諭が学校保健活動全体に効果的な役割を発揮するためには、中教審答申（H20.1）等において求められている養護教諭の役割が果たせる力量を身に付けていく必要がある。

このためには、養護教諭の役割について理解を深めることが大切であるとともに、中教審答申（H20.1）や学習指導要領の改訂に当たって基本的な考え方の一つとして挙げられている世界保健機関（以下「ＷＨ

O」という。）が提唱しているヘルスプロモーションの視点に立ち、学校、家庭及び地域社会が一体となって、児童生徒の発育・発達や実態に応じた健康教育を行い、地域に根ざした健康な学校づくり[*1]ができる実践力や指導力を育成することが必要である。

このような基本的な考え方に基づき、養護教諭研修プログラムの作成に当たっての基本方針を次のとおりとする。

① 倫理観・使命感の醸成

教員としての倫理観・使命感を養う。

② 新規採用養護教諭研修と 10 年経験者研修の目的の明確化

新規採用者には、養護教諭の職務の基本的事項を適切に実践できるようにする。10 年経験者には、養護教諭個々の能力に応じた応用･発展的な事項を研修課題とし、専門性や実践的指導力の向上を図る。

③ 基本的な研修内容の呈示

養護教諭の職務として中教審答申（H20.1）に挙げられている保健管理、保健教育、健康相談[*2]、保健室経営及び保健組織活動の分野において、求められている養護教諭の役割に対応した研修内容の呈示を行う。

④ 研修日数に対する考え方

研修日数の呈示については、各都道府県の実情により一律ではないことから現段階で示すのは困難であると考える。このため、必要と思われる研修内容・時間については制限を設けずに示し、各都道府県の実情に応じて実施してもらうという基本的な考え方のもとに研修内容を示すこととする。

⑤ 事例の掲載

全国各地（都道府県教育委員会・教育センター等）で実施されている新規採用養護教諭研修及び 10 年経験者研修の事例を参考に作成し、活用しやすい実践的な資料とする。

6 新規採用養護教諭研修・10 年経験者研修の目的及び方針

（1）新規採用養護教諭研修

① 目的

養護教諭の職務（保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動）の基本的事項について、地域や学校の実態に応じた実践ができるようにするとともに、教員としての倫理観や使命感を養う。

② 方針

ア 新規採用者研修で扱う研修内容は、養護教諭の職務の基本的な事項を取り扱うものとする。

イ 実践的な研修を中心とする。

ウ 校外研修は演習や協議などを主体とした研修、校内研修は校外研修で学んだことを実践化することに主眼を置く。

（2）10 年経験者研修

① 目的

養護教諭個々の能力や適性に応じて、専門性や実践的指導力の向上を図るとともに教員としての倫理観や使命感の向上を図る。

② 方針

ア 学校、家庭及び地域社会が連携して学校保健活動を推進していく上で、中核的な役割が果たせるように次の事項に留意する。

（ア） WHO ヘルスプロモーション[*3]の考え方に基づく、健康な学校づくり（ヘルスプロモーティングスクール）について、理解を深めるとともに、学校、家庭及び地域社会が連携した効果的な

取組ができる力を養う。

（イ） コーディネート、マネジメント、プレゼンテーション及びコミュニケーション力等の向上を図る。

（ウ） 学校保健にかかわる計画・実施・評価・改善が適切に実施できるようにする。

上記①の具体的な方策として、演習や協議を中心とした校外研修を行うとともに、校内研修では、養護教諭の能力・適性等の評価に基づく自己課題を明確にした上で、個々の課題研究に取り組むことによって、専門性や実践的指導力の向上を図る。

＊1 健康な学校づくり（ヘルスプロモーティングスクール）：校長のリーダーシップの下、日ごろから運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にして体制を整備しつつ、学校、家庭、地域の連携の下に健康教育に積極的に取り組む学校。

＊2 養護教諭の行う健康相談については、従来、学校医及び学校歯科医が行う健康相談と区別して健康相談活動という名称で使われてきたが、平成 20 年 6 月 18 日に公布された「学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）」の施行通知において、「健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、担任教諭など関係職員による積極的な参画が求められるものである。」とされたことから、法律等に準拠して健康相談と標記している。

＊3 WHOヘルス
決定要因（2005 年バンコク憲章で追加修正）をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」とされた。

第２章　養護教諭研修

１　体系的な教員研修の整備

教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努めなくてはならない。都道府県・指定都市・中核市教育委員会は、初任者研修をはじめ各種研修の体系的な整備に努め、研修を実施している。

また、国において実施すべき研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で中心的・指導的役割を担う教職員を養成するため、「校長・教頭等に対する学校管理職研修」や、「喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の講師となる者を育成するための研修」等を実施するとともに、都道府県等が行う研修事業に対する支援が行われている。

学校教育の充実には、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいといえる。特に、これからの教員には、変化の激しい時代にあって、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの生きる力を育成する教育が求められており、そのためには、教員の資質能力の向上がますます重要となっている。

児童生徒の心身の健康課題は、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスの課題、アレルギー疾患の増加など多様化しており、これらの現代的な健康課題の解決に向けて、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしている養護教諭への期待は、ますます高まっているところである。

このような状況の中、求められている養護教諭の役割を果たしていくためには、養成、採用、研修の各段階を通じて資質能力の向上を図っていく必要がある。このためには、これらの各段階を通じた関連施策の一体的な推進が必要であり、体系的な研修の充実が求められているところである。

２　教員研修の実施体系（養護教諭関係）

現在、行われている養護教諭にかかわる研修実施体系を、国・都道府県・市町村別に見るとおおよそ次のとおりである。

（１）国レベルの研修

①　校長・教頭等の教職員に対する学校管理職研修

平成 12 年の学校教育法施行規則の一部改正により、養護教諭の管理職登用の道が開けた。

②　喫緊の重要課題研修

各地域における健康教育の指導者を養成するため、独立行政法人教員研修センターにおいて、養護教諭や教諭等を対象とした研修が実施されている。

③　文部科学省等が主催している学校保健の推進を図るための研修

全国養護教諭研究大会、全国学校保健研究大会等を各都道府県の持ち回りで実施しており、各地域における学校保健関係者の資質の向上を図っている。

（２）都道府県教育委員会が実施する研修

①　新規採用養護教諭研修、10 年経験者研修等

初任者研修は、平成元年から新規に採用された教員に対して、実践的指導力と使命感を養うため、実施されているところであり、また、10 年経験者研修は、平成 15 年から指導力の向上や得意分野を伸ばすなどのことをねらいとして、個々の教員の能力、適性等に応じた研修が実施されているところである（根拠法：教育公務員特例法第 23 条、第 24 条）。養護教諭については、対象外となっているが、中教審答申（H20.1）においても、「教育公務員特例法上の初任者研修を養護教諭も対象とすることについては、今後も引き続き検討していく必要がある。」と提言されているところである。新規採用養護教諭研修及び 10 年経験者研修については、その必要性にかんがみ、地方交付税措置がなされ、各都道府県におい

て実施されている。

② 職能に応じた研修（養護教諭研修、保健主事研修等）

③ 長期派遣研修（教育センターなどの研究機関、大学、大学院及び企業等）

○大学院修学休業制度（対象：教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師）

大学院修学休業制度は、公立学校の教員が、毎日の教職経験を通じて培った課題意識などをもとに休業して、国内や海外の大学で学び、専修免許状を取得することを可能とする制度であり、平成13年度から全国の都道府県及び、指定都市で実施されている。

④ 教員免許更新制に伴う研修（平成21年4月から実施）

○教員免許更新制度

教員免許更新制度は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の習得を図り、教員が自信と誇りを持って社会の尊敬と信頼を得ることを目指すことを目的とする。免許状の有効期間を、所用の資格を得てから10年とし、終了期限までに更新講習を終了する。

（3）市町村教育委員会、学校及び個人の研修

① 市町村教育委員会が実施する研修（養護教諭研修、保健主事研修、学校保健研究大会等）

② 校内研修

③ 自己研修　等

＜教員研修の実施体系図（養護教諭関係）＞

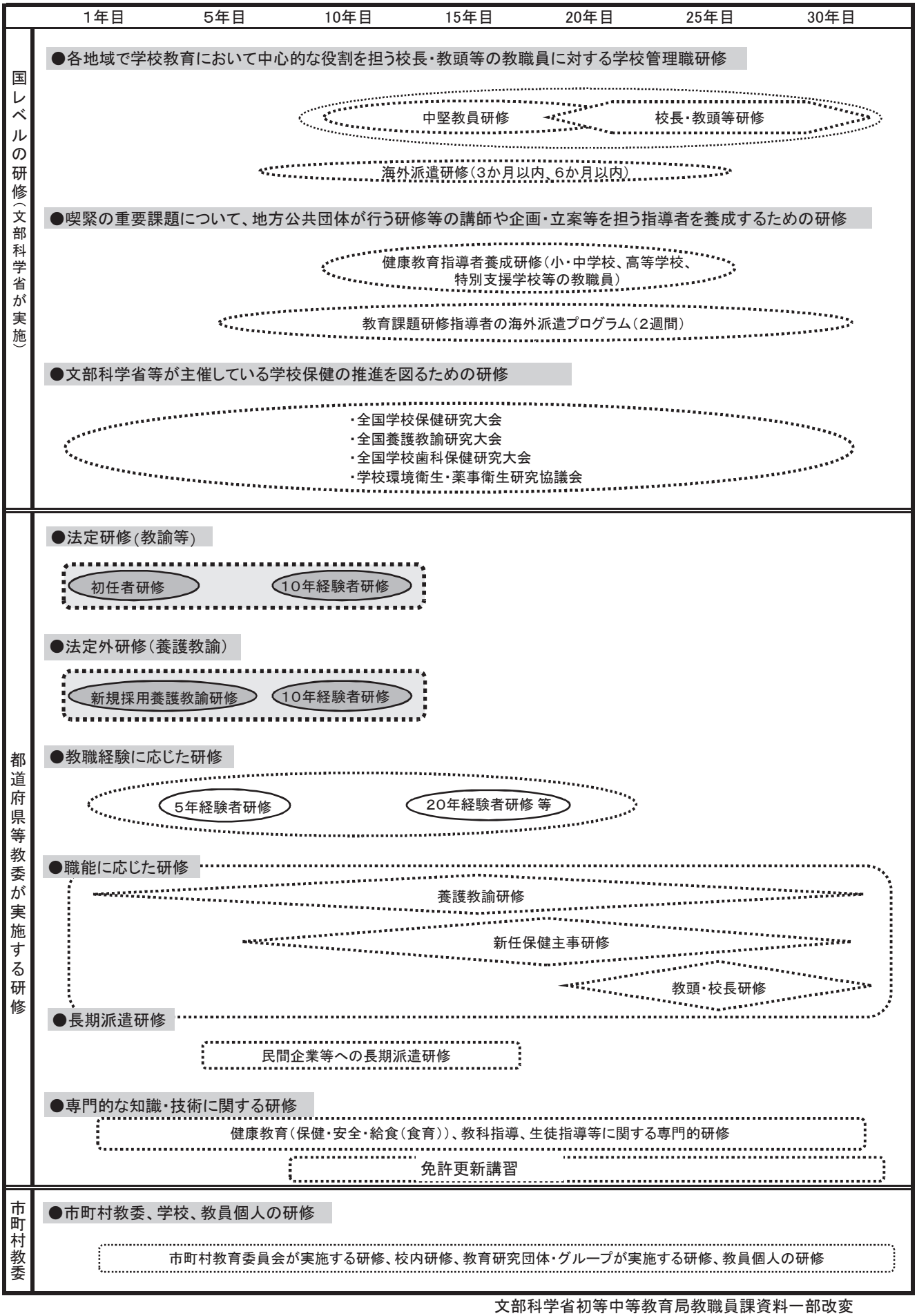

文部科学省初等中等教育局教職員課資料一部改変

3　養護教諭研修プログラムと構成

養護教諭研修プログラムを構成するに当たっては、次の基本方針（第１章５・６を参照）に沿って構成することとした。

①　倫理観・使命感の醸成

教員としての倫理観・使命感を養う。

②　新規採用養護教諭研修と 10 年経験者研修の目的の明確化

新規採用者には、養護教諭の職務の基本的事項を適切に実践できるようにする。10 年経験者には、養護教諭個々の能力に応じた応用・発展的な事項を研修課題とし、専門性や実践的指導力の向上を図る。

③　基本的な研修内容の呈示

養護教諭の職務として中教審答申（H20.1）に挙げられている保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動の分野において、求められている養護教諭の役割に対応した研修内容の呈示を行う。

④　研修日数に対する考え方

研修日数の呈示については、各都道府県の実情により一律ではないことから現段階で示すのは困難であると考える。このため、必要と思われる研修内容・時間については制限を設けずに示し、各都道府県の実情に応じて実施してもらうという基本的な考え方のもとに研修内容を示すこととする。

⑤事例の掲載

全国各地（都道府県教育委員会・教育センター等）で実施されている新規採用養護教諭研修及び 10 年経験者研修の事例を参考に作成し、活用しやすい実践的な資料とする。

以下、新規採用養護教諭研修と 10 年経験者研修に分けて具体的に解説する。

4　新規採用養護教諭研修

新規採用養護教諭は、採用当初から、大学の養成課程で取得した基礎的、理論的内容と実践的指導力の基礎等を前提として、救急処置、健康相談、保健指導及び保健室経営等に著しい支障が生じることなく実践できる資質能力が必要であり、さらに生徒指導等教育一般について一通りの職務遂行能力を養うことが必要である。

実施に当たっては、養護教諭の職務遂行に必要な事項を一般研修及び専門研修に位置付けて実施する。校内研修における養護教諭の専門領域の指導者の確保に当たっては、退職養護教諭の豊かな経験や知見を活用するため、退職養護教諭を派遣指導員としている教育委員会が多い。また、指導的立場にある現職養護教諭が指導員となり、近隣の新規採用養護教諭の指導に当たる体制を取っている教育委員会もある。養護教諭は一人配置校が多いため、地域で新規採用養護教諭を育てていく支援体制づくりが望まれる。

（１）研修の目的・方針

①　目的

養護教諭の職務の基本的事項について、地域や学校の実態に応じた実践ができるとともに、教員としての倫理観や使命感を養う。

②　方針

ア　新規採用養護教諭研修で扱う研修内容は、養護教諭の職務の基本的な事項を取り扱うものとする。

イ　実践的な研修を中心とする。

ウ　校外研修は演習や協議を主体とした研修、校内研修は校外研修で学んだことを実践化することに主眼を置く。

（2）研修の進め方（例）

① 教育委員会（都道府県・指定都市・中核市）は、年間研修計画を作成する。

② 年間研修計画においては、校内における指導教員を中心とする指導助言による研修、校外における研修及び宿泊研修の項目並びに時期その他必要な事項を定める。

③ 校長は、都道府県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情等に配慮して、校内研修計画を作成し、都道府県教育委員会へ提出する。

○校長は、派遣指導員（養護教諭等）の参画を得て当該学校における校内研修計画を作成する。その際、校外研修で学んだことを自校で実践できるように工夫する。校内外における研修内容に重複等が生ずることがないよう、相互に調整を図り、実施するよう配慮する。

○校内研修の指導員は、派遣指導員、校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事及び教育相談主任等が考えられる。

○教育委員会は、新規採用者研修実施校に対して指導主事等による学校訪問を行い、実施状況の把握と必要な指導助言を行う。

④ 研修終了後、校長は、校内研修指導報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

（3）年間研修項目例（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）

基礎的素養、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動の各分野において、新規採用養護教諭が身に付けておかなければならない基本的事項を研修内容として示した。なお、基礎的素養の研修内容は、初任者研修目標・内容例（小・中学校）として、文部科学省初等中等教育局教職員課が例示している内容である。

なお、年間研修項目例では、学校保健計画については、すべての分野にかかわることであり、教諭等においても身に付けておかなければならない事項であることから、本委員会では基礎的素養に位置付けた。また、校外研修項目を○印、校内研修項目を・印、特別支援教育に関する研修項目を☆印で示してある。

○年間研修項目例一覧表(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）

○印は校外研修項目　　・印は校内研修項目　　☆印は特別支援教育に関する研修項目

基礎的素養	保健管理	保健教育	健康相談	保健室経営	保健組織活動
1公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組 2学習指導要領と教育課題の編成・実施並びに評価 3学校教育目標の具現化に向けた取組 4教員の勤務と公務員としての在り方 5学校の組織運営 6教員研修と教員としての生き方在り方 7教育課題の解決に向けた取組 ○学校保健安全に関する指導 ○学校保健計画の作成方法 8特別支援教育の制度と具体的な取組 9教育機関や企業等における体験を通した研修 10研修の総括	1健康観察、健康に関する調査 ○健康観察の効果的な進め方・保健情報の管理と活用方法 2疾病予防と管理 ○疾病管理の内容と留意点 ○感染症の予防と対応 ☆医療的ケアの現状 ・学校内及び関係機関との連携 3健康診断 ○健康診断の意義と位置付け ○健康診断結果の活用 ○健康診断に伴う保健調査 ・健康診断の計画、実施、事後措置、評価 4救急処置と救急体制 ○救急処置の医学的知識と技術 ○学校における事件事故 ・災害発生時の対応 ・救急処置の充実 5学校環境衛生 ・学校薬剤師との連携 ・日常的な点検への参画と実施	1保健教育 ○保健教育の内容 ○保健教育における養護教諭の役割 ○学習指導要領について 2保健指導 ○特別活動における指導 ○個別の保健指導 ・学級担任等との連携 3体育科、保健体育科 ○保健学習の進め方と評価 ・保健学習指導案の作成及び評価の方法 ・学習資料の作成と工夫 ・学級担任及び保健体育科教諭との連携 4総合的な学習の時間 ○総合的な学習の時間の趣旨及び指導のねらい ○養護教諭の役割 5道徳 ○道徳と保健教育との関連 6啓発活動 ○効果的な啓発教材の作成等 ・保健だより、掲示物等の作成 ・保健放送等	1心身の健康課題への対応 ○心身の発育・発達段階における健康課題の理解 ○疾患（メンタルヘルス、骨折などのけが等を含む）の理解 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 2健康相談の基本的なプロセス ○基本的なプロセス ○各プロセスにおける対応の留意点 ○記録の目的・方法及び事例検討会の在り方 ・支援計画の作成、実施、評価 ・校内の相談組織との連携 ・保護者及び関係機関等との連携 ☆発達障害等の児童生徒の障害及び行動等の特性の理解 3メンタルヘルスへの対応 ○学校におけるカウンセリングの活用 ○校内及び医療機関等との連携 ○保護者との連携	1学校経営と保健室経営 ○学校経営と保健室経営 ○保健室経営の重要性 ○保健室経営計画の必要性 ○養護教諭の職務と保健室経営 2保健室経営計画の作成 ○保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方 ○保健室経営計画の作成方法（内容、評価方法、作成上の留意点等） ・保健室経営計画の作成方法 ・保健室経営計画の実施と評価 ・児童生徒、教職員、保護者、関係機関等との連携	1保健組織活動 ○保健組織活動の意義 ○学校内外の連携体制づくり ○教職員の保健組織活動 ・PTAの保健組織活動 ・家庭や地域の関係機関等との連携 2学校保健委員会 ○学校保健委員会の意義 ○学校保健委員会の企画と運営 ○学校保健委員会の事後措置 ○養護教諭の役割 3児童生徒委員会活動 ・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫

（4）研修項目別研修内容（例）

研修項目別研修内容(例）では、各分野に示されている研修項目と整合性を図った上で、研修内容、研修方法、研修時間、研修目標（身に付けたい資質・指導力）に分けて呈示し、研修のねらいの明確化を図った。

①　保健管理

○印は校外研修項目　　・印は校内研修項目　　☆印は特別支援教育に関する研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1健康観察、健康に関する調査	○健康観察の効果的な進め方 ・保健情報の管理と活用方法	講　義 協　議	1～2	①学級担任等と連携した健康観察により、感染症や心の健康課題などの心身の変化について早期発見、早期対応を図ることができる。 ②健康観察の観察事項や観点について、教職員に対して指導的な役割を果たすことができる。 ③諸帳簿等の整備、保護及び管理を適切に行うことができる。
2疾病予防と管理	○疾病管理の内容と留意点 ○感染症の予防と対応 ☆医療的ケアの現状 ・学校内及び関係機関との連携	講　義 協　議 演　習 ☆見学	3～4	①児童生徒の発達段階に応じてよく見られる疾病や障害を理解した上で、児童生徒の健康課題を把握し、その対応が適切に実施できる。 ②感染症、食中毒等の予防を図ることができる。また、発生時には、関係機関と連携しながら迅速な対応を図ることができる。 ☆特別支援教育における医療的ケアの現状について、理解する。 ③学校内及び医療機関等との連携を図ることができる。
3健康診断	○健康診断の意義と位置付け ○健康診断結果の活用 ○健康診断に伴う保健調査 ・健康診断の計画、実施、事後措置及び評価	講　義 協　議	2～3	①健康診断の意義と位置付けを理解した上で、健康診断（保健調査を含む）の計画、実施、事後措置及び評価の各段階において、適切に実施することができる。 ②プライバシーに配慮した健康診断を実施することできる。 ③健康診断の結果を疾病の管理や保健教育等へ活用することができる。
4救急処置と救急体制	○救急処置の医学的知識と技術 ○学校における事件事故・災害発生時の対応 ・救急処置の充実	講　義 協　議 演　習	2～3	①医療機関等への受診の有無を含めた的確な判断の下に、救急処置ができる。 ②学校における事件事故について理解し危機管理マニュアルに基づき、発生時には適切で迅速な対応ができる。 ③救急処置に関する緊急時の対応について、教職員に周知することができる。 ④学校事故の事後措置の手順を理解するとともに、再発防止の措置を取ることができる。
5学校環境衛生	・学校薬剤師との連携 ・日常的な点検への参画と実施	講　義	2～3	①日常的な点検及び環境衛生検査における養護教諭の役割を理解し、学校薬剤師と連携を図ることができる。 ②環境衛生の日常的な点検への参画と実施ができる。

② 保健教育

○印は校外研修項目　・印は校内研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1保健教育	○保健教育の内容 ○保健教育における養護教諭の役割 ○学習指導要領について	講　義	1～2	①保健教育には、「保健学習」と「保健指導」があることを理解し、保健教育における養護教諭の役割を理解する。 ②学習指導要領の第1章総則3、特別活動、体育科、保健体育科、総合的な学習の時間及び道徳の目標及び内容を理解する。
2保健指導	○特別活動における指導 ○個別の保健指導 ・学級担任等との連携	講　義 協　議 演　習	2～4	①学級（ホームルーム）活動、児童会・生徒会活動及び学校行事における健康に関する指導について、評価の観点や評価方法を理解する。 ②学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健指導ができる。 ③児童生徒の心身の健康状況を把握し、個に応じた指導・支援ができる。
3体育科、保健体育科	○保健学習の進め方と評価 ・保健学習の指導案の作成及び評価の方法 ・学習資料の作成と工夫 ・学級担任及び保健体育科教諭との連携	講　義 協　議 演　習	2～4	①指導計画には、年間指導計画、単元計画及び単位時間の計画（学習指導案）等があることを理解する。 ②保健学習の指導案（評価を含む）を作成することができる。 ③多様な指導方法や教材の工夫により、学習効果を高めることができることを理解するとともに、教材を作成することができる。 ④学級担任、保健体育科教諭とのティーム・ティーチングの進め方を理解し、実施することができる。
4総合的な学習の時間	○総合的な学習の時間の趣旨及び指導のねらい ○養護教諭の役割	講　義	1～2	①総合的な学習の時間での健康に関する学習活動、指導方法や指導体制等について理解する。 ②総合的な学習の時間における養護教諭の役割を理解する。
5道徳	○道徳と保健教育との関連	講　義	1～2	①学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこと、道徳と保健教育との関連を図ることなどを理解する。
6啓発活動	○効果的な啓発教材の作成等 ・保健だより、掲示物等の作成 ・保健放送等	講　義 協　議	1～2	①保健だより等の定期的な発行により、家庭や地域との連携を深めることができる。 ②効果的な保健だよりや掲示物等を作成し、評価することができる。 ③保健放送や校内における保健に関する掲示物等により啓発活動をすることができる。

③　健康相談

○印は校外研修項目　　・印は校内研修項目　　☆印は特別支援教育研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1心身の健康課題への対応	○心身の発達段階における健康課題の理解 ○疾患（メンタルヘルス、骨折などのけが等を含む）の理解 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携	講義 協議	2～3	①児童生徒の心身の発達段階の課題や現代的な健康課題との関連を踏まえた、健康相談を実施することができる。 ②疾患（メンタルヘルス、骨折などのけが等を含む）の理解を深め、健康相談に生かすことができる。 （メンタルヘルスについては、カウンセリングで解決できる場合と医療的支援を必要とする場合があることを理解する。） ③学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家と連携することができる。
2健康相談の基本的なプロセス	○基本的なプロセス ○各プロセスにおける対応の留意点 ○記録の目的・方法及び事例検討会の在り方 ・支援計画の作成、実施、評価 ・校内の相談組織との連携 ・保護者及び関係機関等との連携 ☆発達障害等の児童生徒の障害及び行動等の特性の理解	講義 演習	3～4	①健康相談の基本的なプロセスについて理解する。 ②校内組織との連携（関係者による支援チームを組む等）を図り、児童生徒に応じた相談、支援方法を検討し、組織的に対応することができる。 ③記録の目的・方法及び事例検討会の在り方について理解する。 ④保護者と連携することができる。 ☆学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等、特別な教育的支援が必要な児童生徒の障害及び行動等の特性を理解する。
3メンタルヘルスへの対応	○学校におけるカウンセリングの活用 ○校内及び医療機関等との連携 ○保護者との連携	講義 演習	3～4	①カウンセリングの知識と技法を身に付け、健康相談に生かすことができる。 ②医療機関等との連携ができる。 ③保護者と連携することができる。

④　保健室経営

○印は校外研修項目　　・印は校内研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1学校経営と保健室経営	○学校経営と保健室経営 ○保健室経営の重要性 ○保健室経営計画の必要性 ○養護教諭の職務と保健室経営	講義 協議	2～3	①学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の重要性及び保健室経営計画の必要性について理解する。 ②保健室経営計画を作成し、教職員、保護者等への周知を図り、協力を得て保健室経営に当たることを理解する。 ③保健室経営計画を示すことにより、養護教諭の職務や役割について、教職員、保護者等の理解が深まり効果的な連携ができることを理解する。
2保健室経営計画の作成	○保健室経営計画の作成に当たっての基本的な考え方 ○保健室経営計画の作成方法（内容、評価方法、作成上の留意点等） ・保健室経営計画の作成方法 ・保健室経営計画の実施と評価 ・児童生徒、教職員、保護者、関係機関等との連携	講義 演習 協議	2～4	①学校保健計画と保健室経営計画との違いなど、保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方を理解する。 ②学校教育目標及び学校保健目標の具現化を図るため、その年度の重点目標と保健室経営計画との関連を明確にし、具体的な実施計画を作成することができる。 ③保健室経営計画について、職員会議等で説明するなど、教職員、保護者等に対して周知を図り、協力を得ることができる。 ④保健室経営の評価に当たっては、養護教諭による自己評価を基本に、他者評価を取り入れ、次年度の計画に生かすことができる。

⑤　保健組織活動

○印は校外研修項目　　・印は校内研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
１保健組織活動	○保健組織活動の意義 ○学校内外の連携体制づくり ○教職員の保健組織活動 ・ＰＴＡの保健組織活動 ・家庭や地域の関係機関等との連携	講　義 協　議	２～３	①保健組織活動の意義と学校保健に関する学校内外の協力体制の重要性を理解することができる。 ②教職員の保健部（係）活動が機能できるように支援することができる。 ③ＰＴＡと連携した保健組織活動を推進することができる。 ④家庭や地域の関係機関等との効果的な連携の進め方を理解する。
２学校保健委員会	○学校保健委員会の意義 ○学校保健委員会の企画と運営 ○学校保健委員会の事後措置 ○養護教諭の役割	講　義 協　議 (見　学)	３～４	①学校保健委員会の意義について理解する。 ②学校保健委員会での議題の選び方、運営の手順と工夫について理解する。 ③学校保健委員会で提案された事項について、報告会や保健だより等により、全教職員、児童生徒、保護者に周知し、実践化することができる。 ④保健主事と協力して学校保健委員会の企画・運営に当たり、各校の健康課題の解決に向けた取組を推進することができる。
３児童生徒委員会活動	・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫	講　義 演　習 実践発表	２～４	①児童生徒の主体的な活動ができるように、指導することができる。

（5）校内研修内容（例）

校長は、校内研修計画を作成するに当たって、次の校内研修内容（例）等を参考にして、派遣指導員（養護教諭等）の協力を得て校内研修計画を作成する。

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>研　　修　　内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">基礎的素養</td><td>＜学校教育と養護教諭＞
①学校教育目標と学校保健
・学校教育目標における学校保健の位置付け
②校務分掌について
・学校教育目標を実現するための養護教諭の役割
③公文書や各種報告書について
・報告内容等の起案の仕方及び公印の取扱い
・文書の保存、管理の仕方
・公簿等の取扱い
④職員会議への提案の仕方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門研修</td><td>保健管理</td><td>＜救急処置＞
①学校における救急処置
・救急処置及び緊急時の対応（演習）
・救急体制の充実
＜健康診断＞
①健康診断の実施計画の立案、実施、事後措置及び評価（演習）
②保健情報の管理と活用方法
・保健調査　・生活習慣に関する調査
・健康診断の結果　・心の健康に関する調査
・学校保健統計調査　・地域の保健情報　等
＜健康観察、健康に関する調査＞
①健康観察の効果的な進め方
②保健室利用状況の分析と評価
＜疾病予防と管理＞
①疾病のある児童生徒への対応（演習）
・慢性疾患の管理
（心疾患、腎疾患、糖尿病、アレルギー疾患等）
・感染症・食中毒の予防と発生時の対応
（インフルエンザ、麻しん、感染性胃腸炎等の予防と対策）
②障害のある児童生徒への支援
・発達障害への支援等
③独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務処理の仕方
④保健室の備品の管理（演習）
⑤学校医や学校歯科医との連携の進め方</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>＜学校環境衛生＞
①日常的な点検への参画と適切な実施
②学校薬剤師との連携の進め方</td></tr>
</table>

専門研修	保健教育	＜保健指導＞ ①学級活動におけるティーム・ティーチングの授業の実際 ②学校行事における保健指導 ③集団宿泊行事に伴う保健管理と保健指導 ④個別の保健指導の実際 ⑤効果的な資料の作成（演習） ＜体育科、保健体育科における保健学習＞ ①ティーム・ティーチングによる体育科、保健体育科における保健学習及び関連教科への参画の仕方（演習） ＜道徳＞ ①道徳における生命尊重等の内容項目に関する指導への参画 ＜総合的な学習の時間における健康に関する指導＞ ①総合的な学習の時間における健康に関する指導への参画の仕方 ＜啓発活動＞ ①保健だより、掲示物等の作成（演習） ②保健放送等（演習）
	保健室経営	＜学校経営と保健室経営＞ ①保健室経営の基本的な考え方 ＜保健室経営計画の作成＞ ①保健室経営計画の作成方法 ②保健室経営計画の実施と評価 ③児童生徒、教職員、保護者及び関係機関等との連携の進め方 ④保健室の設備及び備品の管理の仕方 ⑤学校経営、学級（ホームルーム）経営との連携
	健康相談	＜心身の健康課題への対応＞ ①心身の健康課題への対応に向けた養護教諭の役割 ②学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 ＜健康相談の基本的なプロセス＞ ①健康相談の進め方(演習) ②児童生徒の訴えの受け止め方・観察の仕方（演習） ③記録の作成・活用の仕方（演習） ④支援計画の作成・実施・評価（演習） ⑤校内の相談組織との連携 ⑥保護者への連絡や面談の仕方（演習） ⑦関係機関等との連携の進め方 ⑧相談に適した保健室環境設定
	保健組織活動	＜保健組織活動＞ ①保健組織活動の意義 ・職員保健委員会、ＰＴＡ保健委員会 ＜学校保健委員会＞ ①学校保健委員会の進め方と運営（演習） ・実施に当たっての手順とポイント ・学校保健委員会における養護教諭の役割 ＜児童生徒会活動＞ ①児童生徒委員会活動の指導と工夫 ＜家庭や地域の関係機関等との連携＞ ①家庭、保健所、児童相談所等の福祉関係機関及び医療機関等との連携

（6）養護教諭研修における支援体制（例）

校内研修にける指導員（養護教諭の専門領域における指導者）を確保するために、経験豊かな退職養護教諭等を活用し、指導員として派遣する養護教諭指導員制度を設けている教育委員会の例を次に紹介する。

○養護教諭指導員制度（例－１）

平成○○年度養護教諭指導員制度実施要領

○○県教育委員会

１　目　的

経験豊かで指導力のある養護教諭を指導員として委嘱し、養護教諭の職務に関する質疑や研修に対して指導・助言を与え、養護教諭の資質の向上に寄与する。

２　指導員の職務

（１）ブロック内（旧教育事務所管内､県立学校）の養護教諭からの相談､質問及び研修の依頼に応じ､指導･助言を行う。

（２）ブロック内の学校保健に関する調査研究及び研修に協力し、指導・助言を行う。

（３）依頼に応じて、新規採用養護教諭研修並びに 10 年経験養護教諭研修の指導・助言を行う。

（４）その他、○○県教育委員会の依頼する職務を遂行する。

３　指導員の配置、委嘱等

（１）各教育委員会からの推薦を受けて、県教育委員会が別に定めるブロック別人数の指導員を委嘱する。

（２）推薦基準は、県教育委員会により別に定める。

（３）委嘱期間は、○月○日から翌年３月 31 日までとし、委嘱状を送付する。

４　その他

（１）２に掲げる職務に必要な旅費は、実績に応じて別途令達する。

（２）本職務に係る旅行は、出張扱いとする。

○養護教諭指導員制度（例－２）

養護教諭指導員設置要綱

○○県教育委員会

養護教諭指導員設置要綱を次のように定め、平成○○年４月１日から施行する。

１　設置の趣旨

保健室経営、健康相談を中心とした専門的な知識・技術等、養護教諭の資質の向上を図るため、養護教諭指導員を設置する。

２　任務

（１）市町村教育委員会の要請に応じて、同一管内の養護教諭に対し、保健室経営、救急処置、健康相談等についての指導・助言を行う。

（２）新規採用教諭研修会等において、健康観察、疾病異常の発見、伝染病・食中毒の予防処置等に関する援助・指導を行う。

（３）各管内の保健主事、養護教諭と協力して、学校保健に関する情報の収集把握に努め、管内の各学校に情報提供を行う。

（４）関係諸機関との連携を密にして、学校保健の維持・向上に努める。

３　配置

（１）養護教諭指導員は、養護に関する専門的な知識・技能を有する経験豊富な養護教諭をもって充てる。

（２）当分の間、○○教育事務所管内に１名、○○教育事務所管内に２名、○○教育事務所管内に２名及び○○教育事務所管内に１名の養護教諭指導員を配置する。

５　10 年経験者研修

養護教諭として経験を積んだ時期であり、学校保健に関して校内や地域において指導的役割が期待される時期であることから、より一層専門性を高めるとともに幅広い教養を身に付け、学校保健活動の中核的な役割が果たせるよう力量の向上を図ることが必要である。

（１）研修の目的・方針

①　目的

養護教諭個々の能力や適性に応じて、専門性や実践的指導力の向上を図るとともに教員としての倫理観や使命感の向上を図る。

②　方針

ア　学校、家庭及び地域社会が連携して学校保健活動を推進していく上で、中核的な役割が果たせるように次の事項に留意する。

（ア）WHO ヘルスプロモーションの考え方に基づく、健康な学校づくり（ヘルスプロモーティングスクール）について理解を深めるとともに、学校、家庭及び地域社会と連携した効果的な取組ができる力を養う。

（イ）コーディネート、マネジメント、プレゼンテーション、コミュニケーション力等の向上を図る。

（ウ）学校保健にかかわる計画・実施・評価・改善が適切に実施できるようにする。

イ　上記①の具体的な方策として、演習や協議を中心とした校外研修を行うとともに校内研修では、養護教諭の能力・適性等の評価に基づく自己課題を明確にした上で、個々の課題研究に取り組むことによって、専門性や実践的指導力の向上を図る。

（２）研修の進め方（例）

①　能力・適性等の評価・研修計画の作成

○教育委員会（都道府県、指定都市、中核市）は、評価基準を作成する。

○校長は、研修の実施に当たり、事前に研修対象の養護教諭の能力、適性等を評価し、研修計画書を作成する。

この際、養護教諭に自己評価や意見･希望等を聴取し、参考とする。養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとする。

②　研修の実施

○校外研修は、夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において実施し、課業期間中は、長期休業期間中の研修において修得した知識や技術等を基に、校内において自己課題研究を進める。

③　研修成果

○校長は、養護教諭の職務遂行状況等をもとに評価を行い、その結果等を教育委員会に報告する。

○教育委員会は、評価結果を研修対象者の今後の指導や研修に活用していく。

＜10年経験者研修の流れ（例）＞

能力・適性等の評価・研修計画書の作成

○教育委員会（都道府県、指定都市、中核市）は評価基準を作成する。
○校長は、養護教諭の職務遂行状況（保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動等）等を観察・評価する。教頭、教務主任及び指導主事等の協力を得て実施する。
（Ｐ２３養護教諭研修の評価基準（例）参照）
○校長は、評価案及び個々の能力や適性等に応じた研修計画書（案）を作成し、教育委員会に提出する（作成に当たり、養護教諭から自己評価や研修への意見・希望を聴取する。）。
○教育委員会は、校長から提出された評価（案）及び研修計画書案を調整し、決定する。

↓

休業期間中における研修の実施（教育センター等）

共通研修	○職務内容、情報提供、学校運営等に関する基礎・基本的な研修
専門研修	○保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動等に関する研修 ○講義、演習、研究協議及び実践発表等

講師：指導主事、指導的立場の養護教諭、経験豊かな養護教諭及び学識経験者等

↓

課業期間中における研修の実施（主として校内）

○学校内において保健教育に関する研究授業等を通じた研修を実施する。
（校長、教頭及び教務主任等が授業を観察・評価し、指導助言を行う。）

○児童生徒の心身の健康つくりに関する課題研究
(養護教諭が自己研究課題を設定し研究を行い、年度末にまとめて発表する。指導主事、経験豊かな養護教諭（指導員）、教諭及び校長等が指導助言を行う。)

（注）可能かつ適切な場合には、大学や民間組織における講座等を受講させることも可能

↓

研 修 成 果 の 評 価

○校長は、養護教諭の自己課題研究、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営及び保健組織活動等の職務遂行状況等を観察・評価し、その結果等を教育委員会に報告する。
↓
○教育委員会は、評価結果を研修対象者の今後の指導や研修に活用していく。

(3) 養護教諭研修の評価基準 (例)

教育委員会は、養護教諭研修の評価基準を作成する。校長は、校内研修計画を作成するに当たり、養護教諭研修の評価基準を参考にして、事前に養護教諭の能力・適性等の評価を行う。

☆印は特別支援教育に関する評価項目

項目	評　価　項　目
保健管理	①児童生徒の心身の健康管理を行うに当たり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たしている。
	②健康観察や健康診断（保健調査を含む）等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に評価し課題の把握をするとともに、課題解決を図るための取組を積極的に行っている。
	③健康に関する個人情報の管理を適切に行っている。
	④日常の救急処置を的確に実施しているとともに、学校における事件事故・災害等に備えた予防的措置や健康に関する危機管理について、組織的な対応が図れるように指導的な役割を果たしている。
	⑤必要に応じて地域の医療機関等と連携して、救急処置、健康相談、保健指導を行っている。
	⑥学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言を行っている。学校環境衛生の定期検査について理解を深め、学校薬剤師と協力関係を構築している。
	☆障害のある児童生徒の現状について理解するとともに、医療的ケアについての正しい知識を身に付け、適切な支援に努めている。
保健教育	①特別活動（学級（ホームルーム）活動、児童生徒会活動及び学校行事）、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画している。
	②学級（ホームルーム）活動、体育科、保健体育科、総合的な学習の時間及び道徳等における保健教育の実施（ティーム・ティーチング等）や資料提供など、学級担任・保健体育科教諭等と連携して行っている。
	③保健情報の収集に努めるとともに、保健だよりなどの啓発活動を通じて、学校保健活動に理解や協力が得られるよう、家庭や地域に情報発信している。
健康相談	①学校内（学校医等を含む）の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進している。
	②学校内における事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たしている。
	③いじめや虐待等の早期発見・早期対応に努めている。
	☆発達障害等の児童生徒の障害及び行動等の特性について理解を深めるとともに、学校内外の連絡調整に努め、組織体制の構築に努めている。
保健室経営	①保健室経営計画を策定し、教職員、保護者等への周知を図るとともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができるように努めている。
	②保健室が、学校保健活動のセンター的役割を果たしている。
	③保健室の環境整備に努めている。
保健組織活動	①職員の保健部（係）組織が機能しているとともに、指導的役割を果たしている。
	②学校保健委員会（地域学校保健委員会）等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医等、保護者及び保健福祉機関等の関係者の参加や協力を得て、地域社会と連携して効果的に活動している。
	③児童生徒保健委員会において、児童生徒が主体的に活動できるようにきめ細やかな指導を行っている。また、学校保健委員会に児童生徒を参画させ、児童生徒主体の学校保健委員会活動ができるように努めている。
	④学校保健委員会の会議の結果が、全校の児童生徒にフィードバックできるように事後措置（学校保健委員会だより、報告会及び学級活動での協議等による実践化）の活動が行うことができるように努めている。
	⑤教職員へ健康に関する校内研修を計画的に実施できるように働きかけるなど、教職員相互の共通理解を図り、学校保健活動が組織的に取り組めるように努めている。
基礎的素養	①職務上必要な研修を積極的に受けるなど、自己研さんに努めている。
	②地方公務員法や教育公務員特例法等の目的や意義を理解し、教育公務員として守秘義務や行動規範等を身に付けている。
	③勤務校の実情や地域の実態を調べ、自らの使命を再検討し、教員としての在り方を明確化できる。

(4) 年間研修項目例一覧表 (小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)

○経験者研修においては、各地域や学校の実態に応じて、必要とされる研修項目を設定する。

☆印は特別支援教育に関する研修項目

基礎的素養	保健管理	保健教育	健康相談	保健室経営	保健組織活動
1教員の勤務と公務員としての在り方 ・教職員の服務と関係法規 2教員研修と教員としての生き方在り方 ・教員としての心構え ・教職員のためのメンタルヘルス 3教育課題解決に向けた取組 ・人権教育 ・特別支援教育 ・情報モラルについての指導 ・学校保健安全に関する指導 ・学校保健計画の作成方法 4研究活動 ・研究結果の分析の方法 ・研究のまとめ方	1健康課題の把握と心身の健康管理 ・現代的な健康課題への対応 ・集団及び個別の健康課題の把握と対応 ・最新の医学的知識・技術 ・支援に向けての体制づくりと連携 ☆医療的ケアの現状 2救急体制の充実 ・救急処置の医学的知識と技術 ・心身の健康にかかわる危機管理 3学校環境衛生 ・日常的な点検及び環境衛生検査における養護教諭の役割	1保健教育 ・保健教育における養護教諭の役割 ・学習指導要領について 2保健指導 ・特別活動における保健指導 ・心身の健康課題に対応する保健指導 3体育科、保健体育科 ・保健学習の指導と評価計画への参画と実施 ・学級担任及び保健体育科教諭との連携 4総合的な学習の時間 ・養護教諭の参画と実施 5道徳 ・道徳と保健教育との関連 6家庭・地域との連携 ・地域人材の活用 ・保護者との連携 7啓発活動 ・効果的な啓発教材の作成等 (保健だより、掲示物等の作成、保健放送等)	1心身の健康課題への対応 ・疾患(メンタルヘルス、骨折などのけが等を含む)の理解 ・心身の健康課題の早期発見・早期対応 ・メンタルヘルスに関する養護教諭の役割 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 2健康相談と連携 ・健康相談の基本的なプロセス ・校内支援体制における推進的な役割 ・保護者への支援 ・関係機関等との連携の進め方 ☆特別支援教育の校内体制における養護教諭の役割 3事例検討の実際 ・事例検討会の進め方 ・記録の活用	1学校経営と保健室経営 ・学校経営と保健室経営 ・保健室経営の重要性 ・保健室経営計画の必要性 ・養護教諭の職務と保健室経営 2効果的な児童生徒の健康つくりを推進するための保健室経営計画の作成 ・保健室経営計画の作成 ・教職員、児童生徒、保護者及び関係機関等との連携 ・保健室経営計画の評価と改善	1保健組織活動 ・地域住民、地域関係機関、大学等と連携した保健組織活動の企画と運営 2学校保健委員会 ・地域学校保健委員会等、地域社会と連携した効果的な学校保健委員会の企画と運営 3児童生徒委員会活動 ・児童生徒保健委員会活動の活性化

（5）研修項目別研修内容（例）

① 保健管理

☆印は特別支援教育に関する研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1健康課題の把握と心身の健康管理	・現代的な健康課題への対応 ・集団及び個別の健康課題の把握と対応 ・最新の医学的知識・技術 ・支援に向けての体制づくりと連携 ☆医療的ケアの現状	講義 協議 見学	2～3	①最新の医学情報の把握に努め、現代的な健康課題への対応の充実に役立てることができる。 ②健康観察、健康診断及び健康に関する調査等を適切に実施することができる。また、それらの情報を総合的に評価して、児童生徒の集団及び個別の健康課題を把握し、適切に対応することができる。 ③健康上支援が必要な児童生徒に組織的な対応を進めて行く上で、学校、家庭及び地域の関係機関等とのコーディネーター的役割を果たすことができる。 ④児童生徒の健康課題を予防的な視点でとらえ、学校、家庭及び地域と連携した効果的な取組ができる。 ☆特別支援教育における、児童生徒への医療的ケアの法令上の規定や現状について理解する。
2救急体制の充実	・救急処置の医学的知識と技術 ・心身の健康にかかわる危機管理	演習 協議	2～3	①救急処置に関する医学的知識と技術を深め、適切な救急処置ができる。 ②感染症や学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの充実を図ることができる。 ③救急処置に関する校内研修等において、指導的役割を果たすことができる。
3学校環境衛生	・日常的な点検及び環境衛生検査における養護教諭の役割	講義 協議	1～2	①環境衛生検査について理解を深め、学校薬剤師と協力関係を築くことができる。 ②学校薬剤師と連携を図りながら、教職員による日常的な点検への助言を行うなど、環境衛生検査に参画することができる。

② 保健教育

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
1保健教育	・保健教育における養護教諭の役割 ・学習指導要領について	講　義	1～2	①保健教育における養護教諭の役割が理解できる。 ②学習指導要領における特別活動、体育科、保健体育科、総合的な学習の時間及び道徳の目標及び内容を再確認する。
2保健指導	・特別活動における保健指導 ・心身の健康課題に対応する保健指導	演　習 協　議	2～4	①特別活動における年間保健指導計画（評価含む）の作成に参画し、実施することができる。 ②各校の心身の健康課題に対応した保健指導を実施することができる。
3体育科、保健体育科	・保健学習の指導と評価計画への参画と実施 ・学級担任及び保健体育科教諭との連携	講　義 協　議 演　習	2～4	①児童生徒や地域の実情に応じて、小・中学校及び高等学校の系統性を図った指導計画作成への参画や改善ができる。 ②各校の実態に応じて、評価規準をもとに公平性・妥当性のある評価ができる。 ③学級担任、保健体育科教諭と連携して研究授業を行うことができる。
4総合的な学習の時間	・養護教諭の参画と実施	講　義	1～2	①総合的な学習の時間における健康に関する指導に参画し、協力することができる。
5道徳	・道徳と保健教育との関連	講　義	1～2	①学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことを再確認するとともに、道徳の全体計画の作成に参画し、協力することができる。
6家庭、地域との連携	・地域の人材の活用 ・保護者との連携	講　義 協　議	1～2	①保護者や地域の人材の協力を得て、効果的に保健教育を進めることができる。
7啓発活動	・効果的な啓発教材の作成等（保健だより、掲示物等の作成、保健放送等）	講　義 協　議 演　習	1～2	①協議、演習を通して、自校の保健だよりの工夫、改善及び評価をすることができる。 ②保健だよりや保健放送等の広報活動について児童生徒会活動やPTA活動と連携して実施することができるとともに、指導的役割を果たすことができる。

③　健康相談

☆印は特別支援教育に関する研修項目

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
１心身の健康課題への対応	・疾患（メンタルヘルス、骨折などのけが等を含む）の理解 ・心身の健康課題の早期発見・早期対応 ・メンタルヘルスに関する養護教諭の役割 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携	講　義 協　議	２～３	①疾患やメンタルヘルスに関する医学情報等を正しく理解した上で、心身の健康課題の早期発見・早期対応を図ることができる。 ②心身の健康問題を総合的な視点でとらえることができる。 ③心身の健康に関して、教職員に対し、指導的役割を果たすことができる。 ④学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携を密にすることができる。
２健康相談と連携	・健康相談の基本的なプロセス ・校内支援体制における推進的な役割 ・保護者への支援 ・関係機関等との連携の進め方 ☆特別支援教育の校内体制における養護教諭の役割	講　義 演　習	３～４	①校内組織が定期的に開催され、問題に応じた相談・支援の方法を検討し、役割分担等をして組織的な支援ができるように、積極的に働きかけていくことができる。 ②虐待やいじめ等の緊急な対応について、学校内及び関係機関と連携し、適切な危機介入ができる。 ③保護者と連携し、子どもの状況の改善が図れるよう支援することができる。 ☆校内組織の役割、養護教諭の役割、特別支援教育コーディネーターの役割等を理解し、校内支援体制の充実に努めることができる。
３事例検討の実際	・事例検討会の進め方 ・記録の活用	講　義 事例検討	３～４	①事例検討会を運営することができ、校内で指導的な役割を果たすことができる。 ②支援計画の作成及び事例の経過を記録し、支援方針・方法等について分析検討することにより、改善を図ることができる。

④　保健室経営

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
１学校経営と保健室経営	・学校経営と保健室経営 ・保健室経営の重要性 ・保健室経営計画の必要性 ・養護教諭の職務と保健室経営	講　義 協　議	１～２	①学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の重要性及び保健室経営計画の必要性について理解する。 ②保健室経営計画を示すことにより、養護教諭の職務や役割について、教職員、保護者等の理解が深まり効果的な連携ができることを理解する。
２効果的な児童生徒の健康つくりを推進するための保健室経営計画の作成	・保健室経営計画の作成 ・教職員、児童生徒及び保護者、関係機関等との連携	講　義 演　習 協　議	２～４	①保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方及び作成方法を理解する。 ②学校教育目標及び学校保健目標の具現化を図るため、その年度の重点目標と保健室経営計画との関連を明確にし、具体的な実施計画を作成することができる。 ③保健室経営計画について職員会議等で説明し、教職員、保護者等に対して周知を図るとともに、協力を得ることができる。 ④保健室経営を教職員等と連携して、計画的、組織的に運営できる。
	・保健室経営計画の評価と改善	講　義 演　習 協　議	１～２	○効果的な保健室経営を行うための計画内容や評価の方法について見直し、改善を図ることができる。

⑤　保健組織活動

研修項目	研修内容	研修方法	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
１保健組織活動	・地域住民、地域関係機関及び大学等と連携した保健組織活動の進め方	講　義 協　議	１～２	①地域住民、保健福祉機関等の関係機関及び大学等と連携することによって、適切な協力・支援を得ることができる。
２学校保健委員会	・地域学校保健委員会等、地域社会と連携した効果的な学校保健委員会の企画と運営	講　義 協　議	３～４	①地域の学校と連携して地域学校保健委員会を実施するなど、課題解決を図るために地域と連携することができる。 ②学校におけるヘルスプロモーションを推進するため、学校保健委員会に児童生徒を参画させ、児童生徒の主体的な活動と連動した学校保健委員会活動を行うことができる。 ③ＰＴＡ保健委員会と連携した活動を行うことができる。
３児童生徒委員会活動	・児童生徒保健委員会活動の活性化	講　義 演　習 実践発表	２～４	①児童生徒の主体的な活動ができるように、活動内容の工夫と改善を図ることができる。

第３章　研修項目別研修事例

研修事例については、各研修分野（基礎的素養、保健管理等の６分野）別に、新規採用養護教諭研修・10年経験者研修に分けて掲載した。なお、事例は、各都道府県教育委員会等で実施されている新規採用養護教諭研修、10年経験者研修の事例を参考に、本委員会で作成したものである。

１　新規採用養護教諭研修事例

研修者は、教育委員会が作成した新規採用養護教諭研修計画の内容を理解し、事前課題が出されている研修については、管理職や派遣指導員（養護教諭等）等から指導を受けるなど、研修に備えさせることが大切である。また、校外研修では、基礎的事項を講義、演習、協議等で身に付けるとともに、学んだことを地域や学校の実態に応じて実践化できるように配慮する。

（１）基礎的素養

○研修内容：情報モラルについての指導

１　目　　標　　情報化社会における特性や今日的課題、インターネット上の著作物の取り扱い及び安全教育について理解する。また、コンピューターを活用して、養護教諭の実務に生かすことができる。
２　指 導 者　　指導主事（情報担当）等
３　会　　場　　教育センターの情報教育室
４　事前課題　　教材作成のための保健指導資料を各自持参させる

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
60分	講　　義	①「情報化への対応」 ・情報化社会の特性 ・情報セキュリティへの対応 ・情報モラルの指導 ア　安全性（Safety）と保安（Security） イ　倫理（Ethic）とマナー（Manner） ウ　法（Low）と著作権 ・フリーソフトの紹介
90分	講　　義 演　　習	②表計算ソフトの活用 ・エクセルワークシート ○健康診断結果の統計処理に活用できる内容を選定して、演習を行う。
120分	講　　義 演　　習	③コンピューターを使った教材の作成方法 ・パワーポイントを使った教材の作成 ・作成した教材を発表し合う。（各グループ10分）
30分	ま と め	④発表に対する指導助言及び研修のまとめを行う。

○研修内容：ヘルスプロモーション

1　目　標　　ＷＨＯが提唱するヘルスプロモーションについて、基本的な考え方を理解するとともに健康つくりの方法を学ぶ。

2　指導者　　指導主事、学識経験者及び養護教諭等

3　準備するもの　　オタワ憲章・バンコク憲章に関する資料
パソコン、プロジェクタ、模造紙、付箋紙、ワークシート、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
60分	講　　義	①ヘルスプロモーションとは ・ヘルスプロモーションの歴史 ・ヘルスプロモーションの考え方 ・健康つくりの方法 ・健康の概念
60分	協　　議 演　　習	②課題１：「健康とは何か」 ③課題２：「学校においてヘルスプロモーションを推進するにはどうしたらよいか」 各グループで話し合い、意見をまとめる。 （グループごとに司会者、記録者、発表者を決めさせる。）
各グループ 10 分	発　　表	④グループごとに発表する。 （パワーポイントあるいは模造紙を用いる）
30分	ま　と　め	⑤各グループの発表に対して、指導助言及び研修のまとめを行う。

○研修内容：学校保健の理解と学校保健計画の作成方法

1　目　標　　児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健の考え方、内容、実施方法等を理解するとともに、学校保健安全法に規定されている学校保健計画の作成方法を身に付ける。

2　指導者　　指導主事等

3　持参物　　各自の学校の学校保健計画を持参する。

4　準備するもの　　模造紙、色マジック、付箋紙、記録用紙、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
60分	講　　義	①「学校教育と学校保健」 ・学校保健の領域と構造 ・学校経営と学校保健 ・学校保健計画の作成 ・作成の手順 ・学校保健計画の運営上の観点及び留意事項　等
90分	協　　議	②「学校保健計画の検討」 ・持参した学校保健計画を基に、法律で規定されている記載事項が盛り込まれているか、総合的かつ具体的な実施計画となっているか等を協議する。 ・協議した結果をパワーポイントでプレゼンテーションできるように作成する。 （各校種別にグループを編成する。（５～６人程度））
各グループ 10分	発　　表	③グループごとに協議結果を発表させる。
30分	ま と め	④発表に対する指導助言及び研修のまとめを行う。

（2）保健管理

○研修内容：感染症の予防と対応

1　目　　標　　感染症、食中毒等の予防を図ることができる。また、発生時には関係機関と連携しながら迅速な対応を図ることができる。
2　指 導 者　　指導主事、学識経験者等
3　事前課題　　課題１～３について、事前にレポートを作成し、持参する。
4　準備するもの　　模造紙、色マジック、付箋紙、ワークシート、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
30分 60分	講　　義 協　　議	「学校における感染症の予防と対応」 ①各自が持参したレポートをもとに、対応についてグループで検討する。（30分、１グループ１課題） ②保護者説明会を想定し、想定質問を検討する。（30分）
各グループ 20分	演　　習	③模擬保護者説明会を行う。 〈役割分担〉 ・保護者説明会で説明をする者を各グループで１名決定する。他のグループは、保護者役で参加する。 （それぞれの課題に対して指導主事は、随時指導助言を行う。） ○ 養護教諭 □ 保 ○○○○○○○○○ 護 ○○○○○○○○○ 者 ○○○○○○○○○
20分	ま と め	④危機対応時におけるポイントを押さえた指導助言及び研修のまとめを行う。

＜課題１＞
○生徒の保護者から、「子どもが結核に感染した」と電話連絡が入った。子どもの調子が悪かったので、医療機関を受診したところ、医師に結核の疑いがあると言われたとのことだった。
＜課題２＞
○木曜日の朝の健康観察で、３年１組の担任から、「急に欠席者が増加し、理由が、吐き気、嘔吐、下痢である。」との連絡があった。その他のクラスの状況を確認したところ、同様の症状を訴えて学校を欠席している生徒が多いことが分かった。
＜課題３＞
○火曜日の朝、生徒の保護者から、「子どもに発しんが出たので、受診したところ、はしかと言われたので休ませる。」と連絡が入った。この生徒は、前日の月曜日は登校していた。

◎留意事項
・事前に課題に対するレポートを研修生に作成させ、協議が深まるようにする。
・レポートの作成に当たっては、自校の管理職等に指導を受けておくこととする。
・結核や麻しん等の発生時に説明責任が果たせるように、保護者説明会における質問を想定するなど、実践的な演習を行うとともに、プレゼンテーション技術の向上を図ることができるようにする。

○研修内容：学校における事件事故・災害発生時の対応

1　目　　標　・学校内で発生するけがや病気に対して、医療機関等への受診の有無を含めた的確な判断を下に救急処置を行うことができる。
　　・学校事故の事後措置の手順を理解するとともに、再発防止の措置を取ることができる。
2　指 導 者　　指導主事、養護教諭及び学識経験者等
3　事前課題　　自校の救急体制に関する資料を持参する。
4　準備するもの　　模造紙、色マジック、付箋紙、ワークシート、ホワイトボード

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
30分	講　　義	学校における事件事故・災害発生時の対応
60分	協　　議 演　　習	課題　バスケットボールの試合中、膝で左上腹部を強打 ①各自で事例を検討する。（20 分） 状況確認　→　判断　→　事後措置の３つの段階について検討 （ワークシートに記入する。） ②各自で検討した内容をグループ内で発表し、適切な救急処置について検討し、意見をまとめる。 （１グループ4～5 人、司会・記録・発表者を決めさせる）
各グループ 10分	発　　表	③グループごとに発表する。
20分	研修生によるまとめ	④自校の救急体制や今まで研修生が行ってきた救急処置について、反省点や今後の課題、事例から学んだことなどをワークシートに記入させ、指導者に提出させる。
30分	ま と め	⑤各グループの発表や④のワークシートの記入事項等に対して指導助言及び研修のまとめを行う。

課題　　バスケットボールの試合中、膝で左上腹部を強打

傷病者　　６年生男子Ａ男
発生日時　　１月○日　第３校時　体育の時間（11 時 10 分ごろ）
発生場所　　体育館
①担任がＡ男を抱えるようにして保健室へ連れて来た。担任から事故発生に至るまでの状況を尋ねた。
「体育の時間に班対抗でバスケットボールの試合をしていたら、ゴール下で競り合いとなり、相手のＢ男がシュートしたときに膝がＡ男の左上腹部に強く当たってしまった。」
養護教諭は、Ａ男が、体を二つ折りにして痛みに堪えているので、ベッドよりは低い畳の広いスペースに横臥させ、毛布で保温をして落ち着かせた。安静にさせたままＡ男から痛みの部位と事故が起きた状況を直接本人から確認した。

養護教諭としてまず何をしますか？ 何を聞きますか？ 何を推測しますか？　（５分）

② 20 分経っても顔色はすぐれず、顔をゆがめている。運動直後のせいか呼吸は浅く脈拍も早い。膝が当たったと思われる左上腹部をさわると他の部位よりも強い痛みを訴えた。

どう判断しますか？　何を行いますか？　どこへ連絡しますか？　（５分）

事後措置として何をしますか？　（５分）

（3）保健教育

○研修内容：学級（ホームルーム）活動における保健指導

1　目　　標　　学級（ホームルーム）活動における健康に関する指導について、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健指導ができる。

2　指 導 者　　指導主事等

3　事前課題　　研修生が自校で実施した学級（ホームルーム）活動における保健指導案を持参する。（講義題 「歯・口の健康つくり」、又は「基本的生活習慣」のいずれか一つを持参させる。）

4　準備するもの　　模造紙、色マジック、付箋紙、ワークシート、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
60分	講　　義	①「学級（ホームルーム）活動における保健指導と養護教諭の役割」 ・学級担任との連携・年間保健指導計画・保健指導の評価等
90分	協　　議	②「学級活動における保健指導案の検討」 ・持参した学級活動における保健指導（案）を基に、授業の構想について発表し、学級の実態や課題を踏まえた活動になっているか、役割分担は明確かなどの視点で協議する。 ・持ち寄った指導案を検討して模擬授業を行う指導案を作成する。ワークシート等の検討も行う。 （持参した指導案の内容ごとにグループを編成する。(4～5人程度)）
60分	演　　習	③模擬授業１「歯・口の健康つくり」(30分) ・学級担任役と養護教諭役を分担し、模擬授業を行う。その他の受講者は、児童生徒役で授業に参加する。
	協　　議	④模擬授業１に対して参観の感想、課題や改善策等について協議する。(30分)
60分	演　　習	⑤模擬授業２「生活のリズムをつくろう」(基本的生活習慣の形成)(30分) ・学級担任役と養護教諭役を分担し、模擬授業を行う。その他の受講者は、児童生徒役で授業に参加する。
	協　　議	⑥模擬授業２に対して参観の感想、課題や改善策等について協議する。(30分) （講義題は例示である。）
30分	ま と め	⑦養護教諭の役割の重要性について確認しながら研修のまとめを行う。

○研修内容：体育科、保健体育科における保健学習の進め方と評価

1　目　　標　　体育科、保健体育科における保健学習の進め方を理解し、学習指導案を作成することができる。
2　指 導 者　　指導主事、養護教諭及び学識経験者等
3　事前課題　　研修生の自校で行った学習指導案を持参（必要部数）する。
4　準備するもの　　ワークシート、模造紙、付箋紙、色マジック、教材、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
120分	講　　義	①保健教育の内容 ・保健教育の重要性 ・保健教育の領域及び内容 ・保健指導と保健学習の違い ②学習指導要領について ・保健（保健学習）の目標 ・学習指導要領改訂のポイント ③保健学習の進め方 ・指導計画 ・実践力を高める指導の工夫（学習資料の活用、視聴覚教材の活用、課題解決や調べ学習、体験学習、ロールプレイ・ブレインストーミング・ケーススタディ、養護教諭や栄養教諭との連携、ＰＣソフトの活用）・教材の提示 ④保健の評価について ・評価の方針 ・評価の観点の趣旨 ・単元の評価事例 ・評価の方法
120分	協　　議	⑤指導案の書き方 ・持参した指導案のねらいや、授業の流れ及び養護教諭のかかわりについて協議し、検討する。 ⑥グループごとに発表する。（各グループ10分）
30分	ま と め	⑦各グループの発表に対して指導助言及び研修のまとめを行う。

（4）健康相談

○研修内容：学校におけるカウンセリングの活用

1　目　　標　　カウンセリングの知識と技法を身に付け健康相談に生かすことができる。
2　指 導 者　　指導主事、健康教育指導者養成研修専門コース受講者、学識経験者、養護教諭等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
30分 70分	講　　義 演　　習	①学校におけるカウンセリングの活用 ②演習 ・ウォーミングアップ（参加者相互の関係づくり） ア　コミュニケーションゲーム ・傾聴練習（２人１組） ア 聴く イ 聴かない ウ 振り返り ・ ロールプレイング（３人１組） ア　話し手、聞き手、観察者の役割分担 イ　現在相談を受けている児童生徒や保護者のことについて、１人５分話をする。（深刻な問題は避ける。） ウ　３人で振り返りをする。（各５分） エ　グループで話し合ったことを発表する。
20分	指導助言	③指導助言及び研修のまとめを行う。

（5）保健室経営

○研修内容：保健室経営計画の作成

1　目　　標　　保健室経営の考え方及び保健室経営計画の作成方法（評価を含む）について、演習を通して理解を深め、効果的な保健室経営計画の下に運営できるようにする。
2　指 導 者　　指導主事及び養護教諭等
3　事前課題　　自校の保健室経営計画を持参（必要部数）する。
4　事後課題　　研修後、各校の保健室経営計画の見直しを行い、改善した計画を教育委員会へ提出する。
5　準備するもの　　模造紙、付箋紙、マジック、ワークシート等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
60分	講　　義	①保健室経営について ・保健室経営の考え方及び重要性 ・保健室経営計画の必要性 ・養護教諭の職務と保健室経営 （保健室経営計画について各学校の現状や課題について触れる。） ②保健室経営計画の作成方法（評価を含む）
90分	演　　習 協　　議	③持参した保健室経営計画について課題や改善策について検討し、ワークシートに記入する。（各自20分） ④グループに分かれて協議する。（1グループ4～5人） ⑤グループごとに協議結果を発表する。（1グループ10分）
30分	ま と め	⑥各グループの発表に対して指導助言及び研修のまとめを行う。

○研修内容：一日学校参観（保健室経営の実際）

1　目　　標　・指導的立場にある養護教諭が勤務している学校の保健室を参観し、保健室経営についての情報交換や協議を通して、自校での実践に役立てる。
　　・養護教諭がかかわる学級活動における保健指導の授業参観や協議を通して、ティーム・ティーチングの進め方や、実施に当たっての留意点等について理解を深める。
2　指 導 者　　指導主事２名、校長、教諭及び養護教諭等
3　会　　場　　○○○市立○○小学校
4　事前指導事項　　現地集合のため、交通手段及び会場の確認を行うなどしておくこと。

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
30分		①開会 あいさつ（学校紹介等） 校長、指導主事等
45分	授業参観	②授業参観（ティーム・ティーチングによる授業） 学級活動における保健指導 講師：学級担任及び養護教諭
90分	協　　議	③「②の授業について」（授業の振り返り） 講師：学級担任、養護教諭及び指導主事 ・授業者からの感想や説明（学級担任及び養護教諭） ・参観者の感想や質疑 ・指導助言 ④「学級活動における保健指導への養護教諭のかかわり方」 ・保健指導の具体的な説明（養護教諭） ・質疑 ・指導助言
60分	保健室参観	⑤　保健室参観（参観・質問等） 講師：養護教諭及び指導主事 ・保健室経営についての説明 ・質疑等
45分	講　　義	⑥「保健室経営の実際」 講師：養護教諭及び指導主事 ・学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画についての説明 ・児童の健康状態、保健室利用状況等についての説明 ・質疑等
30分	ま と め	⑦研修のまとめ 指導主事
10分		⑧閉会 あいさつ（校長、指導主事） 謝辞　研修生代表

（6）保健組織活動

○研修内容：学校保健委員会の進め方

1　目　　標　　学校保健委員会の意義や内容について理解するとともに、議題の選び方、運営の手順と工夫について理解する。
2　指 導 者　　指導主事及び養護教諭（学校保健委員会の実践発表者）等
3　事前課題　　自校の学校保健委員会の資料を持参（必要部数）する。
4　事前に準備しておくもの　　模造紙、色マジック、付箋紙、ワークシート、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
60分	講　　義	①学校保健委員会の意義 学校保健委員会の進め方 ・年間計画の立て方 ・組織の構成 ・議題の選び方 ・準備 ・当日の運営 ・学校保健委員会の事後活動と評価
60分	実践発表	② ○○学校の実践を通して（各30分） ・小学校の実践発表 ・中学校の実践発表 ・質疑応答
90分	協　　議	③学校保健委員会における養護教諭の役割について ・グループに分かれて協議する。 （グループごとに司会、記録、発表者を決める。） ・持参した学校保健委員会資料をグループのメンバーに配付し、資料をもとに効果的な学校保健委員会の運営方法及び養護教諭の役割等について協議する。 ・グループごとに協議した結果を発表する。（１グループ10分）
30分	指導助言	④各グループの発表に対する指導助言及び研修のまとめを行う。

２　10 年経験者研修事例

（１）基礎的素養

○研修内容：ヘルスプロモーティングスクール（健康な学校づくり）

1　目　標　　健康生活の場づくりの視点に立った、ヘルスプロモーティングスクールについての考え方と実践方法を理解する。

2　指導者　　指導主事、養護教諭及び学識経験者等

3　準備するもの　　WHO オタワ憲章・バンコク憲章に関する資料
健康な学校づくりに関する資料、パソコン、プロジェクタ、模造紙、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
120分	講　　義	①ヘルスプロモーションの考え方と実践方法 ②学校、家庭及び地域での健康つくりの方法
	講　　義	③健康な学校づくりの事例
60分	演　　習 協　　議	④課題：「理想的な健康な学校づくり」について各グループで話し合う。
各グループ 10分	発　　表	⑤グループごとに協議した結果を発表する。 （パワーポイントあるいは模造紙を用いる）
30分	ま と め	⑥各グループの発表に対して指導助言及び研修のまとめを行う。

（2）保健管理

○研修内容：医療的ケアの現状

1　目　　標　・特別支援教育における、児童生徒への医療的ケアの法令上の規定や現状について理解する。
　　・特別支援教育について、学校現場での研修を通して理解を深める。
2　指 導 者　　保健主事、自立活動の指導の中心となる教諭、養護教諭及び学級担任等
3　会　　場　　○○県立○○特別支援学校
4　事前指導　　現地集合のため、交通手段及び会場の確認を行うなどしておくこと。
5　準備しておくもの　　動きやすい服装、ワークシート等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
50分	講　　義	①「医療的ケアについて」 ・法令上の規定 ・現状と課題 ・医療的ケアについて〔経管栄養（胃ろう、腸ろうを含む）、吸引、導尿、酸素吸入等〕 ・ヒヤリハットへの対応
20分	参　　観	②自立活動室参観
40分	実　　習	③介護法体験「車イス援助の方法」 ・体験を通して、車いすを使用している人の気持ちを理解する。 ・普段気付かない段差や傾斜を認識する。 ・どの部分を手伝ってほしいかなど、声かけの重要性を学ぶ。
60分	協　　議	④協議（グループに分かれる） ・医療的ケアの法令上の規定や現状についての講義、自立活動室の見学、及び介護法体験（車イス援助の方法）をもとに課題等について協議する。 ・グループごとに協議結果を発表する。（１グループ5分）
30分	ま と め	⑤各グループの発表に対して指導助言及び研修のまとめを行う。

○研修内容：救急処置の医学的知識と技術

1　目　標　　学校における事件事故への対応について理解し、危機管理マニュアルに基づき、発生時には適切で迅速な対応ができる。

2　指導者　　学識経験者、指導主事、養護教諭及び○○○救急法指導員等

3　準備するもの　　課題事例、ワークシート等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
180分	講　　義 実　　習	①「救急処置の理解と実際」 ②「心肺蘇生及びＡＥＤの使い方」 （１グループ４人で班を編成する。）
60分	講　　義	③「危機管理における養護教諭の役割」 ・危機管理とは ・緊急時における対応方法 ・養護教諭の役割
90分	演　　習 協　　議 発　　表	④講義・演習「危機管理における養護教諭の役割」 ・事例１～４をもとに養護教諭の対応について、個人で検討する。ワークシートに記入する。（30分） ・個人で検討したものをグループで協議し、対応を検討する。（60分） （校種別にグループを編成する。司会、記録、発表者を決める。） ・グループごとに協議結果を発表する。（各グループ10分）
30分	ま と め	⑤各グループの発表に対し指導助言及び研修のまとめを行う。

事例1　　給食後、昼の休憩時間中に、小学校6年の男子が、友人とともに教室横の階段を3階まで駆け上がったときに、横向きに倒れた。一緒に駆け上がった友人が慌てて、養護教諭を呼びに来た。

事例2　　中学校2年の男子は、夏休み中の剣道部の練習に午後から参加していた。練習が終了し、部活動顧問の話を聞いていたとき、突然具合が悪くなり、道場の隅にうずくまった。顧問が横になって休むように指示したが、意識がもうろう状態になったため、養護教諭に連絡した。

事例3　　高校2年の男子は、体育の授業中、持久走で約2．5ｋｍを走り終えた後、友人と笑談しながら座っていた。生徒は、大の字になって横になっていたが、いつまでも起き上がらないことに友人が気付き、すぐに教科担任に知らせた。教科担任の指示で生徒が養護教諭を呼びに来た。

（ワークシート）　　学校名　　氏名

○事例に対して養護教諭としてどのような対処をしますか。　事例番号（　　）

対応すべきこと	誰が、何を、どのように対応するのか

＊「救急処置の理解と実際」概要

○○○救急法指導員の指導のもと、４名１グループとし、時間内に何度も様々な場面を想定した演習を繰り返し行うことで、技能が十分に身に付くようにする。午前は小学校の養護教諭、午後は中学校、高等学校及び特別支援学校の養護教諭を対象とし、２回に分けて実習（心肺蘇生及び AED）を実施する。

＊「緊急時における養護教諭の役割」概要

はじめに講師による危機管理についての講義を受け、基本的な考え方をはじめ海外の事例なども合わせて危機管理に対する概要や取組を学ぶ。

後半は、養護教諭による実践報告と演習による事例研究を行う。

○研修内容：心身の健康にかかわる危機管理

1　目　標　　学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの充実を図ることができる。
2　会　場　　○○小学校
3　指導者　　校長、副校長、養護教諭、学識経験者及び指導主事等
4　事前に準備するもの　　ワークシート等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
60分	見　　学	①施設設備等における危機管理体制の説明
90分	講　　義 協　　議	②学校危機と危機対応 ・危機管理マニュアル ・教職員の危機管理意識の向上について ・危機管理における養護教諭の役割　等 ○協議題「危機管理における養護教諭の役割」 ・グループごとに話し合い、意見をまとめる。（ワークシートに記入する） ・各グループの発表に対し指導者は指導助言を行う。
90分	講　　義 協　　議	③事件・事故後の児童生徒の心のケア ・児童生徒の心のケアの体制づくり（平常時も含めて） ・児童生徒へのサポートのポイント等 ○協議題「心の健康課題への対応に向けた養護教諭の役割」 ・グループごとに話し合い意見をまとめる。（ワークシートに記入する） ・各グループの発表に対し、指導者は指導助言を行う。
20分	ま と め	④研修のまとめを指導主事が行う。

○研修内容：救急体制の充実（病院研修）

1　目　標　　最新の医学情報の把握に努め、現代的な健康課題への対応に役立てることができる。

2　会　場　　○○県立小児保健医療センター、隣接の特別支援学校

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等	担当者
20分	講　　義	①病院の概要	看　護　部　長
60分	講　　義	②小児センターに入院してくる子どもたちの現状	小児救急認定看護師
60分	講　　義 見　　学	③入院している子どもたちの現状 学校見学含む	特別支援学校教諭 養　護　教　諭
60分	講　　義 協　　議	④虐待や心身症など子どものメンタルヘルスの問題の早期発見・早期対応について、医療現場から学校へ望むこと	小児救急認定看護師
80分	演　　習 協　　議	⑤救急時の対応 ・いくつかの事例の質問の対応について、ワークシートに記入する。 ・グループごとに協議し発表する。 （指導助言をする。）	救　急　部　長 （　医　師　）
60分	講　　義	⑥感染防止対策	感染管理認定看護師
20分	まとめ	⑦指導助言及び研修のまとめを行う。	認定看護師看護部長

＜＊演習の事例＞

事例　修学旅行の引率でホテルに滞在中に、突然、生徒全員が、吐き気、嘔吐、腹痛を訴えだした。考えられることと、初期の１時間に必要と思われる対応について述べよ。

（3）保健教育

○研修内容：学級（ホームルーム）活動における保健指導

1　目　　標　学級（ホームルーム）活動の保健指導計画（評価を含む）に参画し、実施することができる。各学級に対応した保健指導を実施することができる。

2　指 導 者　指導主事等

3　事前課題　学級（ホームルーム）活動における年間保健指導計画及び各学校の保健指導案を持参（必要部数）する。

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
30分 120分	講　　義 協　　議 演　　習	①学級活動における保健指導を成功させるポイント ②保健指導案の作成 ・持参した指導案を検討し、模擬授業のための指導案を作成する。 指導案作成のポイント ・指導のねらいは明確か ・児童生徒の実態や発達の段階に即したものか ・自主的な活動を促すものになっているか ・実践の中でどこの場所で評価するかが明確になっているか ・養護教諭の専門性を生かせたか （校種別にグループを編成する。）
60分 30分	模擬授業 質　　疑 指導助言	③グループごとに、模擬授業を実施する。（1 グループ10分） ・各自が「参観シート」に感想や課題及び改善策等について整理し記入する。 ・質疑及び意見交換 ④各グループの模擬授業に対して、指導助言を行う。

＜参観シート＞

メモ

参観の感想

今後の課題や改善策

○研修内容：体育科、保健体育科における保健学習と連携

1　目　　標　・保健教育における養護教諭の役割が理解できる。
　　・学級担任、保健体育科教諭と連携して研究授業を行うことができる。
2　指 導 者　　指導主事、保健体育科教諭、養護教諭及び学級担任等
3　事前課題　　保健学習にかかわっている養護教諭は、指導案を持参（必要部数）する。研修生の中から模擬授業者を２人依頼しておく。
4　事前に準備するもの　　参観シート等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
40分	講　　義	①「保健教育の推進」 ・ヘルスプロモーションと保健教育 ・保健の授業づくり ・学習内容の教材化 ・ティーム・ティーチングの効果的な方法
60分	模擬授業	（事前に授業者の指導案及びワークシートを配付する。授業者以外は児童生徒役で模擬授業に参加する。） ②授業者は、授業（ティーム・ティーチング）の構想について発表する。 ③模擬授業を実施する。 ・授業者は学習指導案の中のどの部分を模擬授業するかを説明する。 ・参加者は、児童生徒の立場で授業を受ける。 ・授業中でも、随時指導者からの助言を受けることもできる。
60分	協　　議	④教師と児童生徒のそれぞれの立場から感想発表や意見交換を行う。 ・ねらいに沿った授業展開になっているか。 ・発問や説明が分かりやすいか。 ・教材の提示のタイミングはよいか。等
20分	ま と め	⑤ 模擬授業の指導助言及び研修のまとめを行う。

○研修内容：効果的な保健だよりの作成

1　目　　標　　協議、演習を通して、自校の保健だよりの工夫、改善及び評価をすることができる。
2　指 導 者　　指導主事及び養護教諭等
3　事前課題　　自校の保健だよりを持参（必要部数）する。

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
30分	講　　義	①「保健だより」について ・保健だよりの必要性 ・発行計画（１年間の見通しを立てる） ・発行上の配慮事項（発行対象、発行回数及び時期　等） ・保健指導等への活用
30分	協　　議	②持ち寄った「保健だより」をもとに協議する。 ・自校の「保健だより」の発表（4～5人発表、各校5分） ・質疑、意見交換
40分	演　　習 協　　議 発　　表	③保健だよりのチェックシートを用いて自校の保健だよりのチェックを行う。 ④グループワークを通して、よりよい保健だよりを作成するための工夫や配慮事項等について意見を出し合う。 ⑤グループごとに協議結果を発表する。
10分	ま と め	⑥各グループの発表に対し指導助言及び研修のまとめを行う。

保健だよりチェックシート
参考（例）

	内　　容	チェック
1	適切なタイミングや時期に発行しているか。	
2	保護者向け、児童生徒向け、保護者・児童生徒向け又は地域回覧用等の対象がはっきりしており、内容が整理されているか。	
3	学校の様子や児童生徒の活動が見える内容か。	
4	緊急の課題や現代的な課題をとらえているか。	
5	専門的な知識（医学情報等）を簡単に分かりやすく要点を解説し、保護者や児童生徒の健康に関する興味や知識を高めることができる内容か。	
6	レイアウトはバランスがとれていて、見やすいか。	
7	児童生徒と保護者が一緒に取り組むような活動も盛り込まれているか。（ワークシート等）	
8	著作権や個人情報には十分な配慮と注意をしているか。	
9	保健指導に活用されているか。	
10	保護者の理解と協力が得られるような、保健だよりを作成しているか。	

（4）健康相談

○研修内容：健康相談と連携

1　目　標　　演習を通して、児童生徒、管理職、教諭及び保護者等への対応の仕方を学ぶとともに改善することができる。また、お互いの立場を理解することによって効果的な連携ができる。

2　指導者　　指導主事、健康教育指導者養成研修専門コース受講者、養護教諭及び学識経験者等

3　事前に準備するもの　　役割演技の台本、名札等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
25分	演　　習	①ウォーミングアップ （参加者相互の関係づくり） ・コミュニケーションゲーム ・傾聴練習（2人1組） ア　聴く イ　聴かない ウ　シェアリング
30分	演　　習	②ロールプレイング（3人1組） ・話し手、聞き手、観察者の役割分担 ・１人５分話（深刻な問題は避ける）をする。 ・３人でシェアリング（5分） ・話し合ったことを発表する。
55分	演　　習	③サイコドラマ（心理劇） ・保健室等を舞台とした台本を基に、登場人物（生徒・養護教諭・担任・保護者等）の配役を決め、講師の指示で演技を行う。 ・進行中、必要に応じて講師が停止させ、そのときの気持ちを発表することで、問題点や新しい対応方法を学ぶ。 ・講師による指導助言を受けながら進行する。
10分	ま と め	④研修のまとめを行う。 ・これまでの演習を振り返り、児童生徒及び教諭等の気持ちを理解し対応に生かすとともに、教職員とのコミュニケーション及び連携の重要性を再確認できるように指導助言する。

（５）保健室経営

○研修内容：保健室経営計画の評価と改善

1　目　　標　　効果的な保健室経営計画を立て、教職員の周知・協力の下に実施及び評価をすることができる。
2　指 導 者　　指導主事、学識経験者及び養護教諭等
3　事前課題　　自校の保健室経営計画を持参（必要部数）する。
4　事前に準備するもの　　パソコン、プロジェクタ、スクリーン、ワークシート等

研修時間	研修方法	研　修　内　容　等
15分	講　　義	①保健室経営計画について、各学校の現状や課題について触れる。
60分	協　　議	②自校の保健室経営計画について発表し、意見を出し合い、現状における課題を明らかにするとともに、改善点を検討する。 ・人数が多い場合グループ分けをする。 ・ワークシートに現状の課題を箇条書きにし、効果的な保健室経営計画の作成及び評価方法等について協議する。
40分	演　　習	③協議した結果について、パワーポイントでプレゼンテーションできるように作成する。
各10分	発　　表	④グループごとに協議結果を発表する。
30分	ま と め	⑤各グループの発表に対する指導助言及び研修のまとめを行う。

（6）保健組織活動

○研修内容：地域社会と連携した効果的な学校保健委員会の進め方

1　目　　標　・地域の学校と連携し、地域学校保健委員会を組織するなど、地域レベルでの健康つくりが推進できる。
　　・学校におけるヘルスプロモーションを推進するため、学校保健委員会に児童生徒を参画させ、児童生徒の活動と連動した学校保健委員会活動を行うことができる。
2　指 導 者　　指導主事及び養護教諭等
3　事前課題　　自校の学校保健委員会資料を持参（必要部数）する。
4　準備するもの　　模造紙、付箋紙、色マジック、ワークシート、ホワイトボード等

研修時間	研修方法	研 修 内 容 等
80分	講　　義	①「学校保健委員会の実際」 ・学校保健委員会と学校、家庭及び地域との連携の在り方 ・学校保健委員会の位置付け ・学校保健委員会の組織づくり ・事前の活動、準備及び連絡調整等 ・学校保健委員会の実施 ・実践化を図るための事後の活動 ・家庭や地域との連携方法
110分	演　　習	②「学校保健委員会の企画と運営」 ○小・中学校及び高等学校別に分かれて学校保健委員会の計画を立案する。（80分） 〈手順〉 ・議題を決定する。 ・組織の構成メンバーを考える。 ・当日の運営案を作成する。 ・児童生徒の事前活動を考える。 ・資料を作成する。 ・学校保健委員会の事後活動と評価の仕方を検討する。
	発　　表	③グループごとに作成した計画案を発表する。（1グループ10分程度）
20分	指導助言	④各グループの発表に対する指導助言を行う。
30分	ま と め	⑤自校の学校保健委員会の課題や改善方法等についてワークシートにまとめる。 ⑥指導者による研修のまとめを行う。（10分）

演習「学校保健委員会の計画及び立案」

1　対象とする校種

2　テーマ：生活習慣（例　食・運動・睡眠・生活リズム等）

3　ねらい

4　参加者

○児童生徒
○保護者
○教職員
○学校医
○連携を考えて、特に参加してもらう人

5　開催するまでの準備

対　象	連絡調整・指導等（具体的に）
児童生徒に対して	
ＰＴＡ保健委員・保護者に対して	
校内の教職員に対して	
学校医・専門機関に対して	
その他	

6　学校保健委員会の計画（開催時間１時間）

時間	活動の流れ	児童生徒の活動	教師・保護者の支援	留意点・備考

7　事後の活動（実践化を目指して）

（7）10 年経験者研修における課題研究成果報告会

10 年経験者研修では、研修終了後、①校内研修後評価報告書、②校内研修実施報告書、③課題研究レポートを教育委員会に提出させるのが一般的な方法である。個々の研修者の研究成果を校内発表に留まらず、共有化するために、教育委員会において課題研究成果報告会を設定している例を紹介する。

○開催要項

1　趣　旨

10 年経験者研修の課題研究レポートの発表の機会を設け、研究成果の共有化を図ることによって、プレゼンテーション力の向上など養護教諭としての資質能力の向上を図る。

2　主　催

○○県教育委員会

3　日　程

時　　間	内　　容	備　　考
15分	開 会 行 事	主催者あいさつ 自己紹介、日程説明等
120分	課題研究成果の発表及び協議等	１人20分
（ 昼 食 ・ 休 憩 ）		
120分	課題研究成果の発表及び協議等	１人20分
30分	講　評	指導主事
15分	閉 会 行 事	閉会のあいさつ等

（別紙様式1）

テ　　ー　　マ

学校名

職名　氏名

1　はじめに

課題設定の理由等

2　学校（児童生徒）の概要

学校の特徴、児童生徒の健康課題、学校教育目標、学校保健目標及び保健室経営目標等

3　実践（研究）の内容（経過）

4　成果と課題

5　おわりに

※　A4　2～4枚程度、別に資料がある場合は添付可

参考資料

（1）ヘルスプロモーションとは

① ヘルスプロモーション（オタワ憲章：1986）

1986 年 11 月 21 日、WHO はカナダのオタワにおいて第 1 回ヘルスプロモーションに関する国際会議を開催し、先進国向けのヘルス・フォー・オールの具体的な健康戦略として「ヘルスプロモーションに関するオタワ憲章」を採択した。ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。

ヘルスプロモーションの概念図を使って説明する。（図）これは、一人の人間が坂道を健康という玉を押し上げている図である。人間が健康という玉を押し上げていくためには、まずその人間（個人）に力がなくてはならない。これが、「健康的なライフスタイルづくり」、具体的には健康に関する知識や技術を身に付けて実践することである。この方法は、アメリカの医学者、とりわけ疫学者が発見した病気になるリスクファクター（危険因子）をコントロールし、一生涯にわたって健康をつくっていこうとする方法である。換言すれば、個人の健康生活習慣づくりである。

しかし、すべての人々が同じ力をもっているわけでない。それゆえ、坂道を緩やかにすることによって、力のない人でも坂道を健康という玉を押し上げていくことができるようにする必要がある。これが「健康的な環境づくり」であり、具体的には障害者に優しい道路づくり、タバコの自動販売機の撤去、きれいな空気・水の確保、安全・安心で健康な学校・職場・家庭・地域づくり、そして障害者や高齢者に対する偏見をなくすなど自然・物理・社会的な環境のことである。この方法は、ヨーロッパの社会科学者、とりわけ社会学者や政治学者や経営学者そして教育学者などが集まってつくった集団的･社会的な要因、特にソーシャル・キャピタル（社会資本：信頼、集団・組織・ネットワーク）に注目したもので、リスクファクターだけでなくハッピネスファクター（幸福要因）をも明らかにし人々の健康を支援していくものである。それゆえ、基本的には社会の公的な責任において社会のあらゆる生活の場（settings）を健康的なものにしていく方法である。換言すれば、社会的な健康生活の場づくりである。いずれにしても、これらの二つの方法をうまく統合した「健康的な公共政策を確立すること」がヘルスプロモーションの究極の目的なのである。

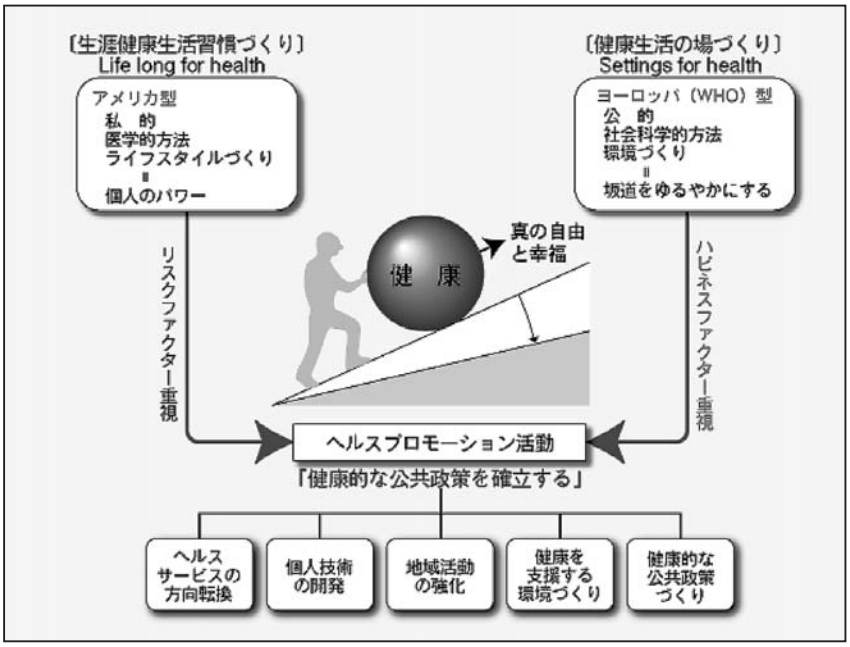

② ヘルスプロモーション（バンコク憲章：2005 年）

2005 年 8 月 11 日、ＷＨＯはタイのバンコクで「第 6 回ヘルスプロモーションに関するグローバル会議」を開催し、「バンコク憲章」を提唱した。バンコク憲章は、「オタワ憲章」で確立された価値、原理、活動戦略、そしてオタワ会議に続くヘルスプロモーションに関する国際会議での勧告を補い、そして組み立てたものであり、世界中の活動家や実践家によって分かち合い、ＷＨＯ会議の加盟国によって承認されたものである。

ＷＨＯは、達成すべき高い健康を享受することは人種差別のないことと同様に、あらゆる人間にとっての基本的な権利（人権）の一つであることを認めている。ヘルスプロモーションは、ＱＯＬの決定要因や精神的・霊的（スピリチュアル）な状態を包含するポジティブ（積極的）で包括的な健康概念を提案している。

バンコク憲章は、ヘルスプロモーションの定義に修正を加え、つぎのように再定義した。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。

また、国際化する世界でのヘルスプロモーション戦略として、「健康な世界への発展は、強力な政治的な活動、幅広い参加、持続的な唱道が必要である。ヘルスプロモーションは、十分に活用されるべきである、証明された効果的な戦略の宝庫である。」とし、「ヘルスプロモーションをより進歩させるために、すべての部門と場で、次のようなこと（プロセス戦略）に取り組まなければならない。」と述べている。

唱道：人権と連帯意識に基づいた健康を唱道すること

投資：健康の決定要因に焦点を当てて取り組む持続的な政策、活動そして社会的基盤に投資すること

能力形成：政策開発、リーダーシップ、ヘルスプロモーションの実践、知識移転や研究、そして健康識字のための能力を形成すること

規制と法制定：すべての人々の健康と幸福を達成するために、有害なものからの高水準の保護と、平等な機会を保障するための規制と法律を制定すること

パートナー：持続的な活動を創造するためにパートナーと公的組織、民間組織、非政府組織そして市民社会による同盟をつくること

同時に、オタワ憲章のときに作られた「５つの活動方法」についてもその重要性を再確認した。１．健康的な公共政策づくり　２．健康を支援する環境づくり　３．地域活動の強化　４．個人技術の開発　５．ヘルスサービスの方向転換

また、ヘルスプロモーションに取り組む際の４つのコミットメント（義務）を確認した。１．ヘルスプロモーションをグロ－バルな開発事項の中心に置く、２．ヘルスプロモーションを全政府の中心的な責任にする、３．ヘルスプロモーションをコミュニティと市民社会の主要な焦点にする、４．ヘルスプロモーションを適切な企業経営の必須条件にする、

そして最後に、「成功させるための国際的な誓約」について、次のように述べている。

「これらの公約を果たすために、新しい導入口と斬新な反響を使用するのと同様に、現存の証明された戦略をよりよく適用することを要請する。パートナーシップ、同盟、ネットワーク、協力は共通の目標をもっている人々を結びつけ、人々の健康を改善するための共同活動において、価値ある方法を提供する。各々の部門―政府機関、市民社会、民間部門―は、特別な役割と責任を有している。たくさんのケースに存在する基本的な健康の決定要因に取り組む進歩は、共に活動することによってのみ生じるのである。そうすることによって、最終的な結果を達成するために資源を効果的に使うことができるのである。」

③ ヘルスプロモーションの未来

文部科学省は、財団法人日本学校保健会の補助事業において「保健指導資料作成委員会」（委員長：戸田芳雄）、「養護教諭研修プログラム作成委員会」（委員長：島内憲夫）を設定した。2 つの委員会は共に、ヘルスプロモーションの考えを健康な学校づくり、学校保健の基本に置き、子どもたちと教職員の安全と

安心そして健康を支援していくことを謳っている。

このような取組は、ライフロング・アプローチを重視したアメリカ的な生活習慣づくり（健康増進）にのみに注目することなく、カナダやヨーロッパが大切にしているセッティング・アプローチの両方を取り入れ、健康な生活環境づくり（健康都市、健康な学校、健康な職場づくりなど）にも注目した新しい２１世紀の健康つくりである。なぜなら、ヘルスプロモーションは、個人への健康教育を大切にしつつそれを超えると共に従来の保健医療をも超える必要性を訴えているからである。

＜引用・参考文献＞

1）ＷＨＯ（山本幹夫監修・島内憲夫監訳）：ヘルス・フォー・オール―38 の到達目標―、垣内出版、東京、1990.

2）ＷＨＯ（島内憲夫訳）：ヘルスプロモーション―ＷＨＯ：オタワ憲章―、垣内出版、東京、1990.

3）島内憲夫･高村美奈子:ヘルスプロモーション～ WHO: バンコク憲章～、順天堂大学ヘルスプロモーション･リサーチ・センター、2006.

4）島内憲夫編著：ヘルスプロモーション講座～心の居場所：セッティングズ・アプローチ～、順天堂大学ヘルスプロモーション・リサーチ・センター、2005.

（2）健康な学校づくり（ヘルスプロモーティングスクール）

健康な学校づくりは、学校に関係するすべての人々（児童生徒、教職員、保護者及び地域の人々）が、児童生徒と教職員の健康をつくっていくために協力して活動を展開することである。

世界的な視野からヘルスプロモーションを見ると、アメリカ的な個人技術に焦点を絞ったライフロング・アプローチ（生涯健康生活習慣づくり）及びヨーロッパ的な生活環境に焦点を絞ったセッティングズ・アプローチ（健康的な生活の場づくり）の二つに分かれる。

健康に影響を及ぼす喫煙、ダイエット、そして運動不足のような生活様式は、健康的な社会化の過程で形成されるが、特に学齢期が大きな決定力を持っている。それゆえ、個人に焦点を強く絞ったヘルスプロモーションのためのライフロング・アプローチ、特に児童生徒の健康な生活習慣づくりにのみに取り組んで、健康を促進し守るといった観点からの取組も大切であることを忘れがちになってしまう傾向にある。

ＷＨＯの提案する健康な学校づくりは、健康的な生活習慣を含む幅広いヘルスプロモーションの５つの活動、すなわち①健康的な公共政策づくり、②健康を支援する環境づくり、③地域活動の強化、④個人技術の活動、⑤ヘルスサービスの方向転換を意識して展開しなければならない。

なぜなら､学校は児童生徒にとって一日の多くを過ごす生活の場である。児童生徒のヘルス・コミュケーションのための場であることやヘルスサービスを用意するための効果的な場であることを表わしているからである。

ドン・ナットビーム教授は、ヘルスプロモーションの５つの活動の視点から「健康な学校づくり活動」について、次のように論述している。

> １．制度としての学校の組織と児童生徒と教職員が共に参加することや、ヘルシー・コミュニティとしての学校の開発を支援するような学校政策（①健康的な公共政策づくり）
> ２．安全で健康的な物理的環境の創造（②健康を支援する環境づくり）
> ３．学校生活における保護者と地域社会の活発な巻き込み（③地域活動の強化）
> ４．教室での教育は、すべての学習のための基礎的な認識や、健康について情報を児童生徒に与えること、そして情報を最適に活用するための個人技術の開発を支援すること（④個人技術の開発）
> ５．身体的健康ニ－ズと同様に精神的健康を認めるような精神保健（メンタルヘルス）を認識する適切なヘルスサービスへの児童生徒のアクセス（⑤ヘルスサービスの方向転換)」

２１世紀の学校は、児童生徒が、学校や家庭そして地域において日常生活を営む中で自分に価値を見いだし、自分が生きていることや健康であることを実感し、未来に向かって自分らしく力強く生きていくための力（生きる力）を身に付けることができる学校でなければならない。

さらに言えば、児童生徒にとって、学校は「楽しい場」でなければ意味がないのである。そのような支援的な場の形成は､校長のリーダーシップと教職員のチームワークそして構成力･マネジメント力にかかっている。

○中教審答申（平成20年１月17日）〔抜粋〕

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答　申）

平成２０年１月１７日
中央教育審議会

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」
（答　申）

目　　次

はじめに　1

Ⅰ　子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について　2

Ⅱ　学校保健の充実を図るための方策について　6
１．子どもの健康を取り巻く状況とその対応
２．学校保健に関する学校内の体制の充実
３．学校、家庭、地域社会の連携の推進

Ⅲ　学校における食育の推進を図るための方策について　２２
１．子どもの食を取り巻く状況とその対応
２．食育・学校給食に関する学校内の体制の充実
３．学校、家庭、地域社会の連携の推進

Ⅳ　学校安全の充実を図るための方策について　３３
１．子どもの安全を取り巻く状況とその対応
２．学校安全に関する学校内の体制の充実
３．学校、家庭、地域社会の連携の推進

参考資料　４７
〇文部科学大臣諮問文
〇諮問理由
〇文部科学大臣諮問理由説明
〇参考データ集
〇中央教育審議会委員名簿
〇中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員名簿
〇中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校健康・安全部会名簿
〇審議経過
〇答申（概要）

答　　申

はじめに

中央教育審議会は、平成 19 年３月 29 日に文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を受けた。

我が国の学校保健、食育・学校給食、学校安全に関しては、旧文部省に置かれた保健体育審議会において、平成９年に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申を行うとともに、本審議会においても、栄養教諭制度の創設を答申した平成 16 年の「食に関する指導体制の整備について」など、各課題について議論を行い、これらに基づき各種の施策が推進されてきたところである。

しかしながら、現在、社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校給食、学校安全に様々な課題が生じている。学校保健については、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応に当たって、学校において子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められている。また、食育・学校給食については、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じており、学校において食育を推進することが求められている。さらに、学校安全については、学校の内外において子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

今回の諮問理由においては、このような課題に対応するために、教職員のそれぞれの役割を明確にし、かつ、相互の効果的な連携の在り方を探求した上で、学校全体の取組体制を整備すること、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、子どもの健やかな発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することの、二つの観点から検討を行うことが示された。

これを受け、中央教育審議会では、学校保健、食育・学校給食、学校安全について、スポーツ・青少年分科会に学校健康・安全部会を設置し、精力的に審議を行ってきた。また、平成 19 年 11 月に審議経過報告をまとめるとともに、それをパブリックコメントに付し、各方面のご意見をいただいた。

この答申を機に、子どもの健康・安全を守る取組の重要性について、学校、家庭、地域及び関係行政機関における関係者の理解がより一層深まり、それぞれの立場で求められる活動につながることを期待している。

Ⅰ　子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について

（子どもの健康・安全に関する考え方）

○　子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いであり、子どもの心身の健康の保持増進が保障される社会を築いていくとともに、子どもの育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感をもって日々の生活を送ることができるような社会を築いていくため、たゆむことなく、一人一人が責任をもって、必要な取組を進めていかなければならない。

○　近年、社会状況や人々の生活状況の変化の中で、メンタルヘルスに関する課題を抱える子どもや適切な食習慣の身に付いていない子どもが増加するとともに、子どもを標的とするあってはならない事件が発生するなど、子どもの健康と安全に関する新たな課題が生じており、その解決が求められている。

○　学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

○　また、子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

（健康・安全に関する教育の方向性）

○　平成９年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」に示されているように、国民一人一人の心身の健康を基礎にしながら、楽しみや生きがいを持てることや、社会が明るく活力のある状態であることなど生活の質をも含む概念として「健康」をとらえることが一般的になりつつある。

○　世界保健機関（ＷＨＯ）のオタワ憲章（1986年）において「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」として表現されたヘルスプロモーションの考え方は、20世紀の後半以降、世界的に広まっている。ヘルスプロモーションの考え方においては、人々が自らの健康課題を主体的に解決するための技能を高めるとともに、それらを実現することを可能にするような支援環境づくりもあわせて重要であることが示されている。

○　学校教育においても、このヘルスプロモーションの考え方を取り入れ、現行の学習指導要領の総則において、体育・健康に関する指導は学校教育活動全体を通じ適切に行うものとしている。また、体育科・保健体育科における学習についても、ヘルスプロモーションの考え方が大幅に取り入れられている。

○　また、食は、子どもの成長発達や活動の源になるものであり、健康の保持増進を図る上で、適切な食に対する理解と実践する力を育成することが重要である。このことは、平成 17 年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されているところである。

○　さらに、安全については、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保するための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要である。

○　このような、子どもに対する食育を含めた健康に関する教育、あるいは安全教育については、本審議会における学習指導要領に関する審議の結果を踏まえ、さらに発展充実を図ることが期待される。

（学校における健康・安全に関する推進体制の構築について）

○　本部会においては、諮問を踏まえ、学校における安全・安心な環境が確保され、子どもの心身の健康を守り、はぐくむことのできる体制の構築について審議してきた。

○　子どもたちが抱え、直面する様々な心身の健康課題に適切に対処し、解決していくためには、単に個人の課題としてとらえるだけでなく、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援することが大きな意味を持つことに留意する必要がある。そのためには、学校においても、子どもと教職員の健康の保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長*のリーダーシップの下、日ごろから運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておくことが大切である。これは、ヘルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーティング

＊　本答申では、校長には幼稚園長を含むものとする。

スクールとしてWHOでも示されている。

○　また、安全については、その確保は子どもたちの生活を送る上での基盤として必須のものである。傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等の防止を広く包含するセーフティプロモーションの考え方がWHOより提案されている。

○　このように子どもの健康・安全を守るために、家庭や地域と連携しつつ、学校全体で組織的な取組体制を築いていく考え方は世界的な動向であるといえる。

○　我が国においては、昭和33年に制定された学校保健法の下に、学校保健及び学校安全に係る取組が行われてきており、また、昭和29年に制定された学校給食法の下に、学校給食の普及が図られてきたところであるが、その後、半世紀の時間が経過した今日、改めて、食育を含めて、子どもの健康を守り、安全を確保する学校の取組の在り方を見直して、その充実を図っていく必要がある。

○　我が国の未来を担う子どもの育成に当たり、教育の基礎となる心身の健康・安全の確保と推進は、きめ細かな配慮と組織的な取組により実現が可能であり、そのための具体的方策について審議した結果を、分野ごとに以下のようにとりまとめた。

（取組に当たっての留意点について）

○　今日、学校の場においては、様々な教育上の課題が山積している中で、教職員が子どもと向き合う時間を確保していくことが求められているが、以下に述べる諸提言は、教職員に過度の負担を新たに課すことを意図するものではない。学校として本来的に実施すべき取組が、健康・安全の保持増進を含め子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者との連携はもとより、関係機関との連携の下に、円滑かつ効果的になされることを期するものであり、また、そのようなものとして施策が実施されることが求められる。なお、子どもの健康・安全の保持増進を図るために校内体制を確立するに当たっては、各種の組織が効率的に運営されることが求められる。

○　また、学校における健康・安全に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域との連携が強く求められるものであり、健康・安全における連携は、学習指導面や生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも重要な役割を果たすものとして位置付けられる。なお、子どもの健康・安全をとりまく状況は、学校種ごとに、また、地域ごとにその状況が異なることから、それぞれの状況に応じて取り組むことが必要である。

○　さらに、子どもの健康を保持していくためには、子どもに基本的な生活習慣の一部である運動の習慣を身に付けさせることが重要である。そのため、学校における健康に係る取組を進めるに当たっては、スポーツ活動の推進や体力向上の取組との関係性を視野に入れて取り組む必要がある。

○　なお、学校において健康・安全の保持増進に係る取組が確実に、かつ効果的に実施されるよう、学校の設置者は、施設設備や管理運営体制の充実を図るとともに、国及び地方公共団体は、学校の取組に対して、各地域の優れた実践事例や最新の知見などの必要な情報の提供や助言、指導その他の援助を行うことが求められる。

Ⅱ　学校保健の充実を図るための方策について

１．子どもの健康を取り巻く状況とその対応

（子どもの健康を取り巻く状況）

①　我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和 33 年に制定された学校保健法により形作られた。昭和 33 年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていたが、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえる。

　我が国の学校保健の特徴としては、健康診断や健康相談などの保健管理活動と、体育科・保健体育科をはじめ関連する教科などを通じ、子どもが自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行うことが生涯にわたってできるようにすることを目指す保健教育の両者が行われ、また、保健教育の成果を活用して保健管理が行われてきた点があげられる。

②　近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、新たな課題が顕在化している。同時に、小児医療の進歩と小児の疾病構造の変化に伴い、長期にわたり継続的な医療を受けながら学校生活を送る子どもの数も増えている。また、過度な運動・スポーツによる運動器*疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にある。

（子どもの健康をめぐる現代的な課題への対応）

①　子どもの健康課題は、昭和 33 年当時と比較して、多様化し、より専門的な視点での取組が求められるようになっているが、このような現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするのではなく、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要である。

　そのため、学校においては、地域の実情に即しつつ、子どもの教育に第一義的な責任を持つ家庭と、疾病の治療・予防にあたる医療機関をはじめとする地域の関係機関などと適切な役割分担の下に、相互に連携を深めながら子どもの心身の健康の保持増進を目指す学校保健を推進することが必要である。

②　また、これらの学校保健に関する取組については、学校、教育委員会、地方公共団体などの実施主体ごとに事前に計画を立て、その進捗状況を定期的に評価するとともに、その結果を相互に連絡し合い、今後の対策に生かしていくことが求められている。

＊「運動器」とは、骨・関節、筋肉、靭帯、腱、神経など身体を支えたり動かしたりする器官の名称　（「運動器の 10 年」日本委員会）

２．学校保健に関する学校内の体制の充実

○　多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、教職員の保健部（係）などの学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

○学校保健法

第２条　学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

（１）養護教諭

①　養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。平成 18 年度の調査によると、子どもの保健室の利用者は、１日当たり小学校 41 人、中学校 38 人、高等学校 36 人であり、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してきている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。

②　養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和 47 年及び平成９年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、

健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、学校教育法における養護教諭に関する規定を踏まえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討する必要がある。

③　養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある。

現在、国レベルの研修会としては、全国養護教諭研究大会や各地域で実施する研修などにおいて、指導者を養成する研修などを実施している。各都道府県においては、地方交付税措置により養護教諭新規採用研修会や養護教諭 10 年経験者研修会が行われているが、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる。そのため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容のモデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討をする必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を養護教諭も対象とすることについては、学校内において直ちに指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、④で記述している退職養護教諭や一部の地方公共団体で導入されている指導的な養護教諭による指導などの活用状況を踏まえつつ、新たに採用された養護教諭に対する研修の充実について、引き続き検討していくことが求められる。

○平成18年度養護教諭現職研修について（61県・政令市等調査）

養護教諭の新規採用研修は、概ね26日～28日が多く、10年経験者研修は15日前後が多い。

実施期間	新規採用研修	10年経験者研修
～９日	1	4
10日～19日	1	５４
20日～29日	４１	1
30日～39日	１２	1
40日～	6	1
計	６１県市	６１県市

（全国学校保健・養護教諭担当指導主事会調べ）

④　養護教諭については一人配置が多いことから、初任者に対する研修を含め学校内外における研修に困難が生じたり、保健室来室者の増加や特別な配慮を必要とする子どもも多く、対応に苦慮している状況が見られる。現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である。

⑤　深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められていることから、学級活動などにおける保健指導はもとより専門性を生かし、ティーム・ティーチングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。そのため、保健教育の充実や子どもの現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある。

○平成９年の保健体育審議会答申において、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の資質向上方策が検討され、養成課程及び現職研修を含めた一貫した資質の向上方策を検討していく必要があるとの提言が行われた。この答申を踏まえて、教育職員免許法の改正（平成 10 年）が行われ、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するために、科目「養護概説」、「健康相談活動の理論及び方法」が新設された。

⑥　保健室へ来室する子どもの心身の健康課題が多様化しており、また、来室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護教諭では、より良い対応を図ることが困難な状況にある。また、特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関との連携の推進が必要であることから、養護教諭の複数配置の促進などを図ることが必要である。なお、養護教諭の未配置校において、適切に学校保健活動を実施することが可能な体制を構築することが望まれる。

○１日平均子どもの保健室利用者数　　**○子ども１人平均の対応時間**

（小・中・大規模校＊を合わせた平均）

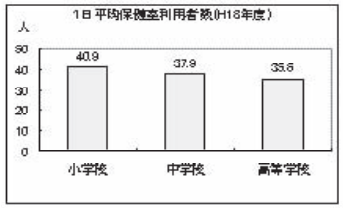

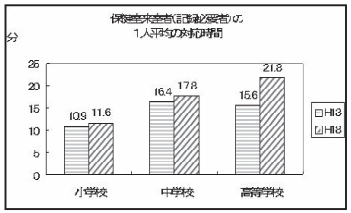

＊＜学校規模＞
小学校・中学校：小規模校 150 ～ 299 人　中規模校 300 ～ 499 人　大規模校 500 以上
高等学校：小規模校 401 ～ 600 人　中規模校 601 ～ 800 人　大規模校 801 以上

（保健室利用状況調査　（財）日本学校保健会　平成 18 年）

⑦　近年、社会的な問題となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たっては、すべての教職員がそれぞれの立場から連携して組織的に対応するための校内組織体制の充実を図るとともに、家庭や、地域の関係機関等との連携を推進していくことが求められている。養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて、養護教諭に最新の知見を提供するなど、学校の取組を支援することが求められる。

⑧　子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画*を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。

（２）保健主事

①　保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

　このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割

＊　保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画。

を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

②　保健主事の職務に必要な能力や資質向上のためには、国が学校保健のマネジメントに関し具体的な事例の紹介や演習などによる実践的な研修プログラムを開発し、保健主事研修会、とりわけ新任の保健主事研修会で実施できるようにするなど研修の充実を図ることが求められる。また、研修会においては、「保健主事のための手引」や事例集などの教材を活用するなど、資質向上に向けた取組の充実を図る必要がある。

（３）学級担任や教科担任等

①　学級担任等は、子どもと常に身近に接していることから、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもたちと向き合う時間の確保や、日々の健康観察、保健指導、学校環境衛生の日常的な点検などを適切に行うことが求められている。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育教諭、養護教諭などが連携して実施していくことが求められる。また、学校保健の組織的活動を活性化する上で、養護教諭や保健主事などとともに、学級担任などの一般教諭が一丸となって積極的に取組んでいくことが必要である。

　しかしながら、一般教諭の学校保健活動に対する理解や学校保健活動に主体的に取り組む上での意識の不足が見られ、その担うべき役割が必ずしも十分果たされていないこともあるため、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

②　健康観察は、学級担任、養護教諭などが子どもの体調不良や欠席・遅刻などの日常的な心身の健康状態を把握することにより、感染症や心の健康課題などの心身の変化について早期発見・早期対応を図るために行われるものである。また、子どもに自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図ることなどを目的として行われるものである。日常における健康観察は、子どもの保健管理などにおいて重要であるが、現状は、小学校 96.4 %、中学校 92.3 %、高等学校 54.3 %で実施されており、学校種によって取組に差が生じている。

③　学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であるため、全校の子どもの健康状態の把握方法について、初任者研修をはじめとする各種現職研修などにおいて演習などの実践的な研修を行うことやモデル的な健康観察表の作成、実践例の掲載を含めた指導資料作成が必要である。

④　また、栄養教諭等についても、第Ⅲ章において記述しているように学校給食などを活用して食育を推進し、食習慣の改善など子どもの健康の保持増進を図る取組を進めており、養護教諭等と連携しつつ、食育と学校保健が一体的に推進される必要がある。

⑤　さらに、幼児期においては発熱など健康状態が変化しやすいことから、日々の健康観察を重視して、幼児の心身の健康課題の早期発見に努め、子どもや保護者への保健指導の充実を図ることが望まれる。

（参考）

○教諭の養成課程における健康に関連する履修科目（必修科目）教育職員免許法

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」、「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」

○「初任者研修目標・内容例（小・中学校）」（文部科学省初等中等教育局教職員課平成19年2月16日）における健康に関連する事項

［基礎的素養］

7　教育課題の解決に向けた取組、研修目標

「学校保健、安全指導の進め方」、

・研修の目標：健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法等を学び、実際の指導に生かすことができる。

「食に関する指導の進め方」

・研修の目標：学校教育全体で行う「食に関する指導」の意義やねらいを理解し、効果的な指導の方法を身につける。

［学級経営］

2　学級経営の実際と工夫

「日常の指導」

・研修内容：清掃、給食、休み時間、朝や帰りの会などの指導、健康や安全に関わる指導、けんかや対立など人間関係改善への指導、個別に配慮を要する児童生徒への指導。

・研修目標：日頃から児童生徒の学級生活の状況をよく観察し、学級生活上の課題を見定めるとともに、ねばり強く適切な指導、助言をすることができる。

（4）校長・教頭等

①　学校経営を円滑にかつ効果的に実施していくためには、子どもの健康づくりが重要であることから、学校保健を重視した学校経営を行うことが求められる。特に、インフルエンザ、麻しんのような伝染病の校内まん延防止など、健康に関する危機管理は重要な課題である。

②　学校保健活動を推進し、子どもの現代的な健康課題の解決などを図るためには、校長自らが学校保健の重要性を再認識し、学校経営に関してリーダーシップを発揮することにより、学校内（学校保健委員会を含む）や地域社会における組織体制づくりを進めていくことが求められる。

③　しかしながら、管理職研修には、学校保健に関する内容の研修がほとんど組み込まれていないのが現状である。

学校保健について、校長・教頭等の意識の向上を図り、学校経営に関してリーダーシップを発揮できるようにするためには、各都道府県等で実施している管理職研修に子どもの現代的な健康課題の解決に向けた内容を設定するなど、学校保健に関する管理職研修の充実を図る必要がある。

（5）学校医、学校歯科医、学校薬剤師

①　学校保健法では、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」とその職務が明記されている。また、同施行規則において、学校医、学校歯科医は健康診断における疾病の予防への従事及び保健指導を行うことが明記されている。

②　これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。今後は、子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。

③　学校医、学校歯科医の主要な職務の一つとして、健康診断がある。健康診断においては、疾患や異常を診断し、適切な予防措置や保健指導を行うことが求められており、近年、重要性が増している子どもの生活習慣病など、新たな健康課題についても、学校医、学校歯科医は正しい情報に基づく適切な保健指導を行うことが必要である。また、学校の設置者から求められ、学校の教職員の健康診断を担当している学校医も見

られるところであり、学校保健法に基づく職員の健康診断では、生活習慣病予防など疾患予防の観点からの健康管理の重要性が増していることから、教職員に対する保健指導が効果的に行われる環境を整えていくことについても、検討することが望まれる。

④　学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に携わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。また、子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待されている。

⑤　また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。

⑥　近年、子どもの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするためには、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による専門知識に基づいた効果的な保健指導が重要である。その中でも、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、急病時の対応、救急処置、生活習慣病の予防、歯・口の健康、喫煙、飲酒や薬物乱用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると考えられる。学校医、学校歯科医、学校薬剤師が保健指導を行うに当たっては、子どもの発達段階に配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があることから、学級担任や養護教諭のサポートが不可欠であり、学校全体の共通理解の上で、より充実を図ることが求められる。

（６）スクールカウンセラー

①　スクールカウンセラーについては、平成７年度から調査研究を実施しており、平成 18 年度には全国の公立中学校を中心に約１万校に配置・派遣されるに至っている。その成果として、スクールカウンセラー派遣校において、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の発生率の減少が見られており、また、校長や都道府県・指定都市教育委員会を対象としたアンケートの結果からも、配置の効果を評価する意見や、小学校への配置、スクールカウンセラーの配置時間数の拡大などを希望する意見などが多く見られる。

②　「心の専門家」であるスクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、近年ではその活動は多岐にわたっており、学校の教育相談体制において、その果たす役割はますます大きくなっている。つまり、子どもの状態や子どもをめぐる緊急事態への見立て、個別面接、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携に関するつなぎ役など、臨床心理の専門性に基づく助言・援助は学校における組織的な相談体制の中で重要な役割を占めている。

③　多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、メンタルヘルスに関する課題にも対応できるよう、校内組織にスクールカウンセラーの参画を得るなど、スクールカウンセラーを効果的に活用して、心身両面から子どもにかかわる養護教諭をはじめとした教職員との情報の共通理解や地域の専門機関との連携を推進していくことが求められる。

（７）教育委員会における体制の充実

①　教育委員会においては、現在、各都道府県で学校保健を担当する指導主事として、養護教諭のほか一般教諭などが充てられている状況にある。今後、学校が学校保健活動を充実させるためには、指導主事による適切な指導・助言が不可欠であり、養護教諭出身の指導主事はもとより、養護教諭出身以外の指導主事などの学校保健に係る資質向上が求められる。

また、学校保健を担当する指導主事には、各学校の状況の適切な把握や、それを踏まえた改善のための指導・助言などの取組はもとより、地域学校保健委員会、学校保健委員会などの組織づくりや設置された組織が活性化するための働きかけが求められる。

さらに、各学校への指導助言を充実する観点から、学校保健を担当する指導主事の複数配置や退職養護教諭の活用などが望まれる。なお、学校医等が教育委員に就任し、その専門的知見を踏まえて、児童生徒の健康の確保に関する教育委員会としての明確なビジョンが打ち出されたことにより、学校保健に対する意識が向上し、体制の充実が図られた事例も指摘されている。

各教育委員会においては、これらの取組を通じて教育委員会としての学校保健に関する体制の充実が望まれる。

（８）学校環境衛生の維持・管理及び改善等

①　学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、

その際の基準として「学校環境衛生の基準」（平成４年文部省体育局長裁定）が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校保健管理に関する諸課題に対応するために、都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができるとされているものの、約半数の都道府県（26 府県）では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。

環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図る必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

○学校保健法

第１５条　都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

２　学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

３　学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術指導及び技術に従事する。

○学校保健技師の現状

医師	１７人（うち常勤　４人）
歯科医師	１人（うち常勤　１人）
薬剤師	８人（うち常勤　８人）
保健師	２人（うち常勤　２人）

（注）都道府県によっては複数配置されている場合がある。

（文部科学省調査　平成 18 年 11 月）

② また、平成 15 年５月１日に「健康増進法」が施行されるなど、学校における受動喫煙による教職員はもとより子どもの身体への悪影響を防止する観点から、各学校において受動喫煙防止をより一層進めることについての検討が必要である。

○健康増進法

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○学校における受動喫煙防止対策の状況　（単位：校（%））

受動喫煙防止対策を講じている	**５０,５５４（９５.３）**
［具体策］	
１．学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	２４,０８２（４５.４）
２．建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	１２,５１１（２３.６）
３．建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	１３,９６１（２６.３）
受動喫煙防止対策を講じていない。	**２,４８５（　４.７）**
合　　計	**５３,０３９（１００）**

（文部科学省調査　平成 17 年８月）

３．学校、家庭、地域社会の連携の推進

○　メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、学校が、学校内でできること、なすべきことを明確化し、すべての教職員間で共通理解を図るとともに、家庭、関係行政機関、医療機関などにもその内容を伝え、理解を求めることによって、適切な役割分担に基づく活動を行っていくことが求められる。

（１）学校保健委員会

① 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

② 学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和47年の保健体育審議会答申においても、「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言されているが、平成17年度の学校保健委員会の設置率は、小学校 81.9 %、中学校 78.6 %、高等学校 76.7 %にとどまっている。また、設置されていても開催されていない学校や、年1回のみの開催が多く、充実した議論が行われていないなど質的な課題がある。

③ 学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校においては適切な管理の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある。

（２）学校と家庭との連携の強化

① 近年、保健室に来室する子どもが増えており、来室の背景要因としては、「身体に関する問題」より「心に関する問題」が多くなっていることや、「家庭・生活環境に関する問題」も少なからず見られることから、学校と家庭との連携がより一層必要となっている。

また、メンタルヘルスに関する課題で、連携が円滑に進められなかった事例の主な理由として、小学校、中学校、高等学校ともに「保護者が連携に消極的であった」ことが挙げられている。

健康課題に関する子どもの支援に当たっては、家庭の理解と協力を得ることが不可欠なため、日ごろから家庭に対する啓発活動を行うなど、家庭との信頼関係の構築に絶えず努めておくことが必要である。また、ＰＴＡは、学校と家庭との連携を図る上で重要な組織であることから、これらと効果的な連携を図ることが必要である。

○子どものメンタルヘルスに関する問題で、校内及び関係機関との連携が円滑に進まなかった主な理由

（単位：人）

	小学校	中学校	高等学校
①校外の連携先を選ぶのが難しかった。	4	20	36
②校外の連携先が協力的でなかった。	1	8	9
③校外の連携先と学校の対応に違いが見られた。	13	31	18
④校内関係者が連携に消極的であった。	8	33	45
⑤校内外の連携のための時間の確保が難しかった。	12	30	20
⑥保護者が連携に消極的であった。	83	124	104
⑦校内における推進・まとめ役が明確でなかった。	13	45	54
⑧その他	3	10	15

（「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」（財）日本学校保健会　平成17年）

② また、健康診断における事後措置や日常の健康観察などから、学校が家庭に医療機関の受診などを勧めても家庭の理解が得られない場合がある。適切な支援を行うためには、受診などの勧めに応えてもらう必要があるため、家庭や子どもに不安を与えないように、学校からの受診などを勧めるに当たっては、養護教諭、学級担任等、校長等、学校医等、地域の関係機関などが十分に連携する必要がある。

③ 子どもの中には、心臓疾患や腎臓疾患、アレルギー疾患のように、その子どもの健康状態が適切に把握されていないと生命にかかわる事態が生じかねない子どもが少なからず見られる。心臓疾患や腎臓疾患などにおいては、「学校生活管理指導表」を用いて、個々の子どもの疾患の状況に応じた学校生活上の指示が主治医からなされている。また、アレルギー疾患についても同様の指導表の作成に向けた検討が進められている。学校は、健康診断の事後措置の結果や指導表などにより、家庭や主治医から報告された健康情報を適切に把握し、個々の子どもに対する保健管理に生かしていくことが求められる。

また、そのような情報をもとに、学校は適切な配慮を行うことが求められるが、学校の実情に応じて実施可能なものとそうでないものとがあることが考えられる。どのような配慮を行うかの基本的な考え方について、教育委員会、学校、家庭、学校医、主治医が共通理解を図った上で、具体的な実施内容について学校と家庭が直接意見交換できる機会を設け、対応を決定することが重要である。

（３）学校と地域の関係機関との連携の強化

① 子どもの現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、学校

の設置者である地方公共団体等や地域の関係機関を含めた地域レベルの組織体制づくりが不可欠である。

② 学校と地域の連携については、平成９年の保健体育審議会答申において、「地域にある幼稚園や小学校・中学校・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもたちの健康課題の協議などを行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である」と提言されている。

③ このような中学校区などを単位とした学校間の連携は引き続き推進する必要があるが、子どもの健康課題は、その地域の特性を踏まえた取組の実施が重要であり、また、教育委員会はもとより母子保健や保健福祉などを担当する機関とも組織的に連携して対応していく必要がある。

④ このことから、市町村レベルにおいて、教育委員会と保健部局などの行政機関や地域の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の関連する団体などが連携し、子どもの現代的な健康課題を検討し対応する場の設置が求められる。このため、例えば市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会（仮称）」を設置し、域内の学校の代表者（校長・教頭等や保健主事・養護教諭等）、小児医療などの専門家、母子保健や保健福祉などの行政関係者などの参画を得て、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加、性の問題行動や薬物乱用、感染症や過度のスポーツや運動による運動器疾患などの子どもの現代的な健康課題に関して、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた計画を策定し、それに基づき具体的な取組を進めるなど、地域ぐるみで計画的に取り組むことが必要である。

この計画においては、都道府県との連携を図りつつ計画を実行するに当たっての専門的サポートを誰が、どのように行うのかなど、子どもの健康課題に関して、学校や関係機関の果たすべき役割を明確にし、とるべき行動について具体的な年次目標を立て、それに向けた方策を策定することが望まれる。

⑤ また、都道府県教育委員会が、地元医師会などの協力を得て、学校に専門医を派遣し、子どもや保護者・教職員に対する啓発や個別の健康相談を行う取組が進められており、今後とも充実を図る必要がある。

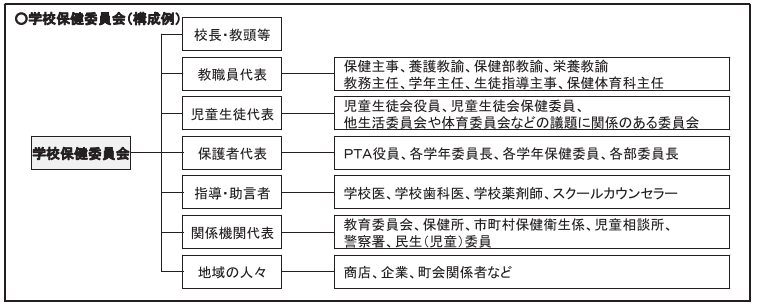

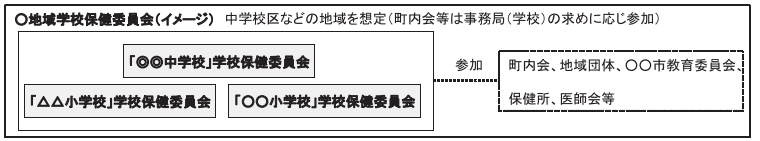

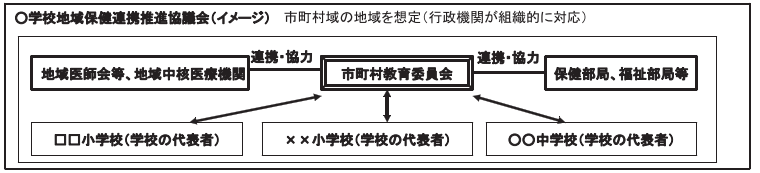

○学校保健安全法

昭和三十三年四月十日
法律第五十六号

学校保健法をここに公布する。

学校保健安全法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　学校保健
第一節　学校の管理運営等（第四条―第七条）
第二節　健康相談等（第八条―第十条）
第三節　健康診断（第十一条―第十八条）
第四節　感染症の予防（第十九条―第二十一条）
第五節　学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）
第六節　地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）
第三章　学校安全（第二十六条―第三十条）
第四章　雑則（第三十一条・第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2　この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章　学校保健

第一節　学校の管理運営等

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条　学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定等）

第五条　学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第六条　文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2　学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3　校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第七条　学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節　健康相談等

（健康相談）

第八条　学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）
第九条　養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。
（地域の医療機関等との連携）
第十条　学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節　健康診断

（就学時の健康診断）
第十一条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。
第十二条　市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。
（児童生徒等の健康診断）
第十三条　学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。
2　学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。
第十四条　学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。
（職員の健康診断）
第十五条　学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。
2　学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。
第十六条　学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。
（健康診断の方法及び技術的基準等）
第十七条　健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。
2　第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。
3　前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。
（保健所との連絡）
第十八条　学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節　感染症の予防

（出席停止）
第十九条　校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
（臨時休業）
第二十条　学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
（文部科学省令への委任）
第二十一条　前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節　学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

（学校保健技師）
第二十二条　都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。
2　学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。
3　学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。
（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）
第二十三条　学校には、学校医を置くものとする。

2　大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第六節　地方公共団体の援助及び国の補助

（地方公共団体の援助）

第二十四条　地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（国の補助）

第二十五条　国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章　学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章　雑則

（学校の設置者の事務の委任）

第三十一条　学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

（専修学校の保健管理等）

第三十二条　専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指

導を行う医師を置くように努めなければならない。

2　専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3　第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

附　則　（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（昭和五三年三月三一日法律第一四号）　抄

1　この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定中学校保健法第八条第二項を削る改正規定、同条第三項及び第九条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、第十七条の改正規定、第十八条第二項を削る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則　（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成一〇年一〇月二日法律第一一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一七年三月三一日法律第二三号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年六月二七日法律第九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二〇年六月一八日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

○学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）施行通知

２０文科ス第５２２号
平成２０年７月９日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口　修資

（印影印刷）

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添１のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第７３号）」（以下「改正法」という。）が平成２０年６月１８日に公布され、平成２１年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添２及び別添３のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

第一　改正法の概要

第１　学校保健法の一部改正関係（改正法第１条関係）

一　総則

（１）法律の題名及び目的

法律の題名を「学校保健安全法」に改めたこと。（題名関係）

また、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。（第１条関係）

（２）国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしたこと。

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。（第３条関係）

二　学校保健に関する事項

（１）学校保健に関する学校の設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第４条関係）

（２）学校環境衛生基準

文部科学大臣は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校の設置者は、当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないものとしたこと。

校長は、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第６条関係）

（３）保健指導

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとしたこと。（第９条関係）

（４）地域の医療機関等との連携

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たつては、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとしたこと。（第１０条関係）

三　学校安全に関する事項

（１）学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（以下「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第２６条関係）

（２）総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。（第２７条関係）

（３）学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第２８条関係）

（４）危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとしたこと。（第２９条関係）

（５）地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。（第３０条関係）

四　その他

専修学校における保健管理及び安全管理について、関係する規定を準用することとしたこと。（第３２条関係）

第２　学校給食法の一部改正関係（改正法第２条関係）

（１）法律の目的

本法の目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしたこと。（第１条関係）

（２）学校給食の目標

学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないこととしたこと。

１　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

２　日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

３　学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

４　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

５　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

６　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

７　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。（第２条関係）

（３）学校給食実施基準

文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとしたこと。（第８条関係）

（４）学校給食衛生管理基準

１　文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとしたこと。

２　義務教育諸学校の校長は、１の基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第９条関係）

（５）学校給食を活用した食に関する指導

１　栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置

を講ずるものとしたこと。

2　栄養教諭が１の指導を行うに当たつては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとしたこと。

3　栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとしたこと。（第１０条関係）

第３　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正関係（改正法第３条関係）

夜間課程を置く高等学校における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。（第７条関係）

第４　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正関係（改正法第４条関係）

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。（第６条関係）

第５　施行期日等

1　この法律は、平成２１年４月１日から施行すること。（附則第１条関係）

2　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第２条関係）

3　この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。（附則第３条から第１１条まで関係）

4　その他所要の改正を行うこと。

第二　留意事項

第１　学校保健安全法関連

一　学校保健及び学校安全に共通する留意事項

（１）施策の推進に当たっての配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等（別添４参照）に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

（２）国及び地方公共団体の責務について（第３条）

1　第１項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべき必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考えられること。

また、文部科学省としては、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する各般の施策を引き続き推進することとしており、地方公共団体においても、これらの施策を参考にしつつ、適切な対応に努められたいこと。

2　地方公共団体においては、第２項の規定に基づき新たに国が策定することとなる「学校安全の推進に関する計画」やその他国が講ずる所要の措置を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた施策の実施に努められたいこと。

（３）学校及びその設置者の連携協力について

本法において「学校においては」とは、これらの措置の実施をすべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであることに留意されたいこと。

学校の設置者においては、第４条及び第２６条の規定に基づき、その設置する学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

二　学校保健に関する留意事項

（４）学校保健に関する学校の設置者の責務について（第４条）

1　本条は、学校保健に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校保健に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

2　「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自動体外式除細動器（AED）の設置など物的条件の整備、養護教諭やスクールカウンセラーの適切な配置など人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

（５）学校保健計画について（第５条）

1　学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

2　学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。

3　学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

（６）学校環境衛生基準について（第６条）

1　第６条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校環境衛生基準については、現行の「学校環境衛生の基準」（平成４年文部省体育局長裁定）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後

内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

2　学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より第３項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。このことは、第２８条に基づく学校の施設設備の改善措置についても同様であること。

3　学校の環境衛生の維持改善に当たっては、受水槽など環境衛生に関係する施設設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結果の保管について万全を期されたいこと。

（７）保健指導について（第９条）

1　近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第９条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第８条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

2　学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康つくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。

三　学校安全に関する留意事項

（８）学校安全に関する学校の設置者の責務について（第２６条）

1　本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

2　「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第２７条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第３０条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

3　「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

4　「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

5　「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。

6　「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

（９）学校安全計画について（第２７条）

1　学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

2　学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

①　学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第２８条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

②　児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③　教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協

力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

（１０）危険等発生時対処要領の作成等について（第２９条）

１　危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとすること。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。

２　第３項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

第２　学校給食法関連

（１）学校における食育の推進と栄養教諭の配置促進について

改正法により、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食の目標についても食育推進の観点から見直しが行われるとともに、第１０条においては、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされたところであり、各都道府県教育委員会等においては、このような改正法の趣旨を踏まえ、学校給食を活用しつつ、教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図るとともに、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「栄養教諭の配置促進について」（平成１９年７月１１日付け１９文科ス第１５６号文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに１９文科ス第１５７号文部科学事務次官通知）も併せて参照されたいこと。

（２）学校給食における地場産物の活用の推進（第１０条第２項）

栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うに当たり、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意義を有するものであることから、学校給食実施校におかれては、学校給食における地場産物の積極的な活用に配慮いただきたいこと。また、米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯の正しい食習慣を身に付けさせたり、我が国の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること（第２条第６号）ができるなどの教育的意義を有するものであり、引き続きその普及・定着に努められたいこと。

なお、学校給食の食材として具体的にどのような食材を用いるかについては、児童生徒の健康状態、家庭における食生活、生活活動の実態、食品の安全性の確保など地域の実情等を踏まえ、学校給食実施者が適切に判断すべきものであること。

（３）学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準（第８条及び第９条）

１　第８条及び第９条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準については、現行の「学校給食実施基準」（昭和２９年文部省告示第９０号）及び「学校給食衛生管理の基準」（平成９年文部省体育局長通知）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

２　学校給食の衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長又は共同調理場の長より第３項の申し出を受けた当該学校又は共同調理場の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。

３　学校給食の衛生管理に関しては、食の安全を揺るがす様々な事案の発生が報告されている現状を踏まえ、より安全で安心な食事を児童生徒に提供するため、今後とも、学校給食の衛生管理の徹底に努めていただきたいこと。

（参考）文部科学省ホームページアドレス

学校保健法等の一部を改正する法律関係資料（概要・法律・新旧対照表）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

（ホーム＞政策関連情報＞国会提出法律＞第169回国会における文部科学省成立法律）

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課

TEL：03-5253-4111（内線 2695）

○学校保健安全法施行令

昭和三十三年六月十日
政令第百七十四号

学校保健安全法施行令

（就学時の健康診断の時期）

第一条　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第十一条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間に行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

（検査の項目）

第二条　就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一　栄養状態

二　脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無

三　視力及び聴力

四　眼の疾病及び異常の有無

五　耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無

六　歯及び口腔の疾病及び異常の有無

七　その他の疾病及び異常の有無

（保護者への通知）

第三条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第十一条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

（就学時健康診断票）

第四条　市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行つたときは、文部科学省令で定める様式により、就学時健康診断票を作成しなければならない。

2　市町村の教育委員会は、翌学年の初めから十五日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

（保健所と連絡すべき場合）

第五条　法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二　法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条　校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2　出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条　校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）

第八条　法第二十四条の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。

一　トラコーマ及び結膜炎

二　白癬、疥癬及び膿痂疹

三　中耳炎

四　慢性副鼻腔炎及びアデノイド

五　齲歯

六　寄生虫病（虫卵保有を含む。）

（要保護者に準ずる程度に困窮している者）

第九条　法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2　教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

（補助の基準）

第十条　法第二十五条第一項の規定による国の補助は、法第二十四条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援

助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2　文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4　前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（専修学校への準用）

第十一条　第五条から第七条までの規定は、法第三十二条第三項において法第十八条及び第十九条の規定を専修学校に準用する場合について準用する。この場合において、第五条第二号中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「生徒」と読み替えるものとする。

別表（略）

四　視力及び聴力
五　眼の疾病及び異常の有無
六　耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
七　歯及び口腔の疾病及び異常の有無
八　結核の有無
九　心臓の疾病及び異常の有無
十　尿
十一　寄生虫卵の有無
十二　その他の疾病及び異常の有無
2　前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。
3　第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。
一　小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年
二　中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び第七条第六項において同じ。）の全学年
三　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び第七条第六項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年
四　大学の第一学年
4　第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年においては第十一号に掲げるものを、大学においては第一号、第三号、第四号、第七号、第十号及び第十一号に掲げるもの（第一号にあつては、座高に限る。）を、それぞれ検査の項目から除くことができる。
（方法及び技術的基準）
第七条　法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。
2　前条第一項第一号の身長は、たび、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
3　前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
4　前条第一項第一号の座高は、背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
5　前条第一項第八号の結核の有無は、問診、エツクス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によつて検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。
一　前条第三項第一号又は第二号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。
二　前条第三項第三号又は第四号に該当する者（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）に対しては、エツクス線間接撮影を行うものとする。
三　第一号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であつて、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、エツクス線直接撮影、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。
四　第二号のエツクス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エツクス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
6　前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。
7　前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。
8　前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によつて検査するものとし、特に十二指腸虫卵又は蟯虫卵の有無の検査を行う場合は、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟯虫卵にあつてはセロハンテープ法によるものとする。
9　身体計測、視力及び聴力の検査、問診、エツクス線検査、尿の検査、寄生虫卵の検査、歯及び口腔の疾病及び異常の有無の検査、結核の有無の検査、心臓の疾病及び異常の有無の検査、尿の検査その他の検査は、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。
2　学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。
（日常における環境衛生）
第二条　学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。
第二章　健康診断
第一節　就学時の健康診断
（方法及び技術的基準）
第三条　法第十一条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。
一　栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
二　脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
三　胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
四　視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
五　聴力は、オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
六　眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
七　耳鼻咽頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
八　皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
九　歯及び口腔の疾病及び異常の有は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
十　その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。
（就学時健康診断票）
第四条　学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する就学時健康診断票の様式は、第一号様式とする。
第二節　児童生徒等の健康診断
（時期）
第五条　法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。
2　第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第六条第三項第四号に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。
（検査の項目）
第六条　法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。
一　身長、体重及び座高
二　栄養状態
三　脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無

じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（ＢＭＩが二十二未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

ＢＭＩ＝体重（ｋｇ）／身長（ｍ）２

（方法及び技術的基準）

第十四条　法第十五条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

２　前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。

３　前条第一項第三号の結核の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

４　前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。

５　前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

６　前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

７　前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

８　前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査を行う。

９　前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（ＬＤＬコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（ＨＤＬコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

（健康診断票）

第十五条　学校の設置者は、法第十五条第一項の健康診断を行つたときは、第二号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

２　学校の設置者は、当該学校の職員がその管理する学校から他の学校へ移つた場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校の設置者へ送付しなければならない。

３　職員健康診断票は、五年間保存しなければならない。

（事後措置）

第十六条　法第十五条第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

２　学校の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第十六条の措置をとらなければならない。

「Ａ」　休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

「Ｂ」　勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

「Ｃ」　超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

「Ｄ」　勤務に制限を加えないこと。

「１」　必要な医療を受けるよう指示すること。

「２」　必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

「３」　医療又は検査等の措置を必要としないこと。

（臨時の健康診断）

第十七条　法第十五条第二項の健康診断については、第十条の規定を準用する。

第三章　感染症の予防

（感染症の種類）

第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一　第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ

虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

（健康診断票）

第八条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

２　校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

３　校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。

４　児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

（事後措置）

第九条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

一　疾病の予防処置を行うこと。

二　必要な医療を受けるよう指示すること。

三　必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

四　療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。

五　特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六　学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。

七　修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。

八　机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。

九　その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

２　前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

（臨時の健康診断）

第十条　法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

一　感染症又は食中毒の発生したとき。

二　風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。

三　夏季における休業日の直前又は直後

四　結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。

五　卒業のとき。

（保健調査）

第十一条　法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

第三節　職員の健康診断

（時期）

第十二条　法第十五条第一項の健康診断の時期については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月三十日までに」とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。

（検査の項目）

第十三条　法第十五条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一　身長、体重及び腹囲

二　視力及び聴力

三　結核の有無

四　血圧

五　尿

六　胃の疾病及び異常の有無

七　貧血検査

八　肝機能検査

九　血中脂質検査

十　血糖検査

十一　心電図検査

十二　その他の疾病及び異常の有無

２　妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。

３　第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映しないと診断されたもの、ＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。以下同

こと。

六　法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。

七　法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

八　校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九　市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。

十　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2　学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三条　学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二　法第八条の健康相談に従事すること。

三　法第九条の保健指導に従事すること。

四　法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

五　法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。

六　市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

七　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2　学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第二十四条　学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二　第一条の環境衛生検査に従事すること。

三　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

四　法第八条の健康相談に従事すること。

五　法第九条の保健指導に従事すること。

六　学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2　学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

第五章　国の補助

（児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出）

第二十五条　都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数を、第三号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2　市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第四号様式により十二月二十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、前項の規定により市町村の教育委員会から報告を受けたときは、これを第五号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

（児童生徒数の配分方法）

第二十六条　令第十条第三項の規定により都道府県の教育委員会が行う配分は、付録の算式により算定した数を基準として行うものとする。

（配分した児童生徒数の通知）

第二十七条　都道府県の教育委員会は、令第十条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第六号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第七号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）

二　第二種　インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

三　第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二　第二種の感染症（結核を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。

ハ　麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。

ホ　風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ　水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト　咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三　結核及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつておる疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条　令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一　学校の名称

二　出席を停止させた理由及び期間

三　出席停止を指示した年月日

四　出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五　その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条　校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかつている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2　校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3　学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

第四章　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

（学校医の職務執行の準則）

第二十二条　学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

三　法第八条の健康相談に従事すること。

四　法第九条の保健指導に従事すること。

五　法第十三条の健康診断に従事すること。

○学校給食法施行規則

昭和二十九年九月二十八日
文部省令第二十四号

（学校給食の開設等の届出）

第一条　学校給食法施行令（以下「令」という。）第一条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

一　学校給食の実施人員

二　完全給食、補食給食又はミルク給食の別（以下「学校給食の区分」という。）及び毎週の実施回数

三　学校給食の運営のための職員組織

四　学校給食の運営に要する経費及び維持の方法

五　学校給食の開設の時期

2　完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

3　補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

4　ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

5　第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合を除き、変更の事由及び時期を記載した書類を添えて、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

6　都道府県の教育委員会は、第一項及び第五項に規定する届出に関し、届出書の様式その他必要な事項を定めることができる。

（学校給食の廃止の届出）

第二条　令第一条に規定する学校給食の廃止の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

一　学校給食の廃止の事由

二　学校給食の廃止の際における学校給食の施設、設備及び物資の処分の方法

三　学校給食の廃止の時期

2　前条第六項の規定は、学校給食の廃止の届出について準用する。

（令第四条第一項第三号に規定する者の数）

第二条の二　令第四条第一項第三号に規定する学校給食の開設に必要な施設の建築を行う年度の翌年度中に設置される令第一条に規定する義務教育諸学校にその設置の日において在学することとなる者の数は、当該日において当該学校に在学する予定の者の数を基準として文部科学大臣が定める数とする。

（令第四条第二項に規定する既設の施設の基準）

第二条の三　令第四条第二項に規定する学校給食の施設として使用することができると認められる既設の施設の位置、構造等の技術上の基準は、別に文部科学大臣が定める。

（令第五条に規定する児童又は生徒の数等）

第二条の四　令第五条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる児童又は生徒の数を令第四条第一項の規定に準じて算定する場合には、同条第一項各号「当該建築」とあるのは、「学校給食の開設に必要な設備の整備」と読み替えるものとする。

2　第二条の二の規定は、令第五条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる児童又は生徒の数を令第四条第一項の規定に準じて算定する場合について準用する。この場合において、第二条の二中「令第四条第一項第三号」とあるのは「令第五条の規定において準用する令第四条第一項第三号」と、「施設の建築」とあるのは「設備の整備」と読み替えるものとする。

（補助に係る書類等の様式）

第三条　法第十二条に規定する補助に係る書類の様式は、別に文部科学大臣が定める。

第六章　安全点検等

（安全点検）

第二十八条　法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章　雑則

（専修学校）

第三十条　第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2　第二十二条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

別表　（略）
付録　（略）
様式　（略）

本報告書は、文部科学省がまとめた「養護教諭プログラム作成に当たっての方向性」をもとに、養護教諭の研修に関する具体的な事項について検討し、財団法人日本学校保健会が文部科学省の補助金により実施している「学校保健センター事業」として資料を作成しました。

養護教諭研修プログラム作成委員会（50 音順）◎委員長

	赤木　昭子	岡山県岡山市立大野小学校養護教諭
	阿部　悦子	栃木県総合教育センター研修部副主幹
	岩崎　信子	滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課指導主事
	上原　篤彦	群馬県教育委員会事務局特別支援教育室指導主事
	大久保　菜穂子	日本伝統医療科学大学院大学統合医療研究科准教授
	斎藤　千景	東京都立六本木高等学校養護教諭
◎	島内　憲夫	順天堂大学スポーツ健康科学部教授
	高橋　宏至	埼玉県八潮市立潮止中学校教頭
	原　　永子	岐阜県岐阜市立藍川北中学校養護教諭

なお、本報告書の作成に当たり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官
采女　智津江　のほか、下記の方々が編集を担当しました。

北垣　邦彦	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官
長岡　佳孝	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課安全教育調査官
森　　良一	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官
高山　　研	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課専門官

定価　1,000 円